

条 例 議 案 の 概 要

—平成 22 年 12 月定例会—

目 次

議案第 106 号	盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する 条例の一部を改正する条例について……………	1
議案第 107 号	町の区域の新設等に伴う関係条例の整理に関する条例について……………	4
議案第 108 号	盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について……………	9
議案第 109 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について……………	11
議案第 110 号	盛岡市火葬場条例の一部を改正する条例について……………	14
議案第 111 号	盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について……………	15
議案第 112 号	盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例について……………	23
議案第 113 号	盛岡市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例について……………	23
議案第 114 号	盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例について……………	23

議案第 106号

盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国及び県の例に準じ外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の給与の支給割合を 100 分の70未満にも設定できるようにするとともに、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

派遣職員の給与の算定方法の改正

派遣期間中の給与年額と派遣先機関からの報酬年額との合計額が、外務公務員（派遣先の機関が所在する国に所在する在外公館に勤務する公務員）の給与に相当する給与年額を超えないようにするため、派遣期間中の給与の支給割合を 100分の70未満にも設定できるようにする。

【現行】

外務公務員給与相当額

派遣先からの報酬	給与の70%
----------	--------

派遣先からの報酬の額にかかわらず給与の70%を支給

【改正後】

外務公務員給与相当額

派遣先からの報酬	支給できる給与
----------	---------

外務公務員給与相当額を限度として給与を支給

3 施行期日

公布の日

盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p>	<p>○盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p>
<p>平成6年12月26日条例第41号</p>	<p>平成6年12月26日条例第41号</p>
<p>盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p>	<p>盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p>
<p><略></p>	<p><略></p>
<p>(派遣の期間の更新等)</p>	<p>(派遣の期間の更新等)</p>
<p>(一般の派遣職員の給与)</p>	<p>(一般の派遣職員の給与)</p>
<p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技労職員等（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員で企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外の派遣職員（以下「一般の派遣職員」という。）には、規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。</p>	<p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技労職員等（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員で企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外の派遣職員（以下「一般の派遣職員」という。）には、<u>規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと市長が認めたときは、規則で定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。</u></p>
<p>2 一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると市長が認めたときは、<u>前項</u>の規定にかかわらず、当該一般の派遣職員には給与を支給しない。</p>	<p>2 一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると市長が認めたときは、<u>前項本文</u>の規定にかかわらず、当該一般の派遣職員には給与を支給しない。</p>
<p>3 第1項に規定する給与は、職員があらかじめ指定する者に対して支払うことができる。</p>	<p>3 第1項に規定する給与は、職員があらかじめ指定する者に対して支払うことができる。</p>
<p><略></p>	<p><略></p>

改正後	改正前
<p>(企業職員又は技労職員等である派遣職員の給与)</p> <p>第8条 企業職員又は技労職員等である派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると管理者又は市長が認めたときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</p> <p><略></p>	<p>(企業職員又は技労職員等である派遣職員の給与)</p> <p>第8条 企業職員又は技労職員等である派遣職員には、 、その派遣の期間中、給料、扶養手当、 、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると管理者又は市長が認めたときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</p> <p><略></p>

議案第107号

町の区域の新設等に伴う関係条例の整理に関する条例について

1 制定の趣旨

住居表示の実施のための町の区域の新設等に伴い、関係する条例に規定されている町及び字の名称等を整理しようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市農業委員会に関する条例（別表2及び別表第3）
- (2) 盛岡市役所支所及び出張所設置条例（第3条）
- (3) 盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程（第3条）
- (4) 盛岡市病院事業の設置等に関する条例（第3条）
- (5) 盛岡市市民プール条例（第2条）
- (6) 盛岡市老人福祉センター条例（第2条）
- (7) 盛岡市児童館条例（第2条）
- (8) 盛岡市地区活動センター条例（第2条）
- (9) 盛岡市コミュニティ防災センター条例（第2条）
- (10) 盛岡市原敬記念館条例（第2条）
- (11) 盛岡市保育所条例（第2条）
- (12) 盛岡市アイスアリーナ条例（第2条）

3 改正の内容

- (1) 農業委員会の選挙に係る第2選挙区及び第3選挙区の区域の町名の整理（上記2(1)）
- (2) 太田支所の所管区域の町名の整理（上記2(2)）
- (3) 仙北西地区土地区画整理事業の施行地区に含まれる地域の町の範囲の整理（上記2(3)）
- (4) 実施区域内に設置している公の施設の位置の整理（上記2(4)～(12)）

4 施行期日

平成23年2月21日

盛岡市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>大字として区画される地域の東中野，東安庭，門，砂子沢，根田茂，川目，築川，向中野，仙北町，本宮及び下鹿妻並びに町として区画される地域の馬場町，下ノ橋町，清水町，神子田町，鉈屋町，高崩，茶畑一丁目，茶畑二丁目，中野一丁目，中野二丁目，東中野町，東山一丁目，東山二丁目，川目町，東安庭一丁目，東安庭二丁目，東安庭三丁目，門一丁目，門二丁目，大慈寺町，肴町，南大通一丁目，南大通二丁目，南大通三丁目，松尾町，八幡町，中ノ橋通二丁目，仙北一丁目，仙北二丁目，仙北三丁目，東仙北一丁目，東仙北二丁目，南仙北一丁目，南仙北二丁目，南仙北三丁目，西仙北一丁目，西仙北二丁目，本宮一丁目，本宮二丁目，本宮三丁目，本宮四丁目，<u>本宮五丁目（5番から9番までを除く。）</u>，本宮六丁目，向中野一丁目及び向中野二丁目</p>	<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>大字として区画される地域の東中野，東安庭，門，砂子沢，根田茂，川目，築川，向中野，仙北町，本宮及び下鹿妻並びに町として区画される地域の馬場町，下ノ橋町，清水町，神子田町，鉈屋町，高崩，茶畑一丁目，茶畑二丁目，中野一丁目，中野二丁目，東中野町，東山一丁目，東山二丁目，川目町，東安庭一丁目，東安庭二丁目，東安庭三丁目，門一丁目，門二丁目，大慈寺町，肴町，南大通一丁目，南大通二丁目，南大通三丁目，松尾町，八幡町，中ノ橋通二丁目，仙北一丁目，仙北二丁目，仙北三丁目，東仙北一丁目，東仙北二丁目，南仙北一丁目，南仙北二丁目，南仙北三丁目，西仙北一丁目，西仙北二丁目，本宮一丁目，本宮二丁目，本宮三丁目，本宮四丁目，向中野一丁目及び向中野二丁目</p>
<p>別表第3（第2条関係）</p> <p>大字として区画される地域の<u>繫並びに町</u>として区画される地域の<u>本宮五丁目（5番から9番までに限る。）</u>，上太田穴口，上太田上瀬，上太田中瀬，上太田碓，上太田田中留，上太田三枚橋，上太田大堀，上太田樋ノ口，上太田赤前口，上太田沼館，上太田若宮，上太田中屋敷，上太田細工，上太田上吉本，上太田小田屋敷，上太田犹森，上太田小細工，上太田十文字，上太田上犹森，上太田森合，上太田岡沼，上太田四ツ家，上太田中関，上太田吉本，上太田窪屋敷，上太田上ノ畑，上太田上村，上太田関端，上太田畑中，上太田弘法清水，上太田下法丁，上太田上ノ野，上太田金財，上太田瘦野，上太田清水田，上太田田屋，上太田下川戸，上太田上田中，上太田田中，上太田館，上太田松ノ木，上太田上野屋敷，上太田八千刈，上太田北田，上太田八ツ口，上太田川後，上太田半在家，上太田細田，上太田神子塚，上太田上川原，上太田川原，上太田下中屋敷，上太田</p>	<p>別表第3（第2条関係）</p> <p>大字として区画される地域の<u>繫及び町</u>として区画される地域の<u>上太田穴口</u>，上太田上瀬，上太田中瀬，上太田碓，上太田田中留，上太田三枚橋，上太田大堀，上太田樋ノ口，上太田赤前口，上太田沼館，上太田若宮，上太田中屋敷，上太田細工，上太田上吉本，上太田小田屋敷，上太田犹森，上太田小細工，上太田十文字，上太田上犹森，上太田森合，上太田岡沼，上太田四ツ家，上太田中関，上太田吉本，上太田窪屋敷，上太田上ノ畑，上太田上村，上太田関端，上太田畑中，上太田弘法清水，上太田下法丁，上太田上ノ野，上太田金財，上太田瘦野，上太田清水田，上太田田屋，上太田下川戸，上太田上田中，上太田田中，上太田館，上太田松ノ木，上太田上野屋敷，上太田八千刈，上太田北田，上太田八ツ口，上太田川後，上太田半在家，上太田細田，上太田神子塚，上太田上川原，上太田川原，上太田下中屋敷，上太田下川原，上太田藏戸，上太田藏戸前，中太田方</p>

下川原，上太田藏戸，上太田藏戸前，中太田方八丁，中太田法丁，中太田吉原，中太田小沼，中太田深持，中太田官台，中太田屋敷田，中太田泉田，中太田八卦，中太田北太田，中太田新田，下太田新堰端，下太田方八丁，下太田宮田，下太田林崎，下太田谷地，下太田杉田，下太田田端，下太田田中，下太田沢田，下太田榊，下太田下川原，下太田新田，猪去釈迦堂，猪去細越，猪去上平，猪去上猪去，猪去田面野木，猪去早俄上，猪去三枚橋，猪去堰合，猪去藤松，猪去的場，猪去大道，猪去畑中，猪去橋場，猪去大橋，猪去一本木，猪去外久保，猪去米倉，上鹿妻横道，上鹿妻飯ノ森，上鹿妻二ツ沢，上鹿妻蟹沢，上鹿妻朴，上鹿妻朴前，上鹿妻寺地，上鹿妻夜鷹，上鹿妻竹花前，上鹿妻茂吉，上鹿妻田貝，上鹿妻五兵エ新田，上鹿妻與市新田，上鹿妻中島，上鹿妻竹鼻，上鹿妻天沼，上鹿妻清水田，上鹿妻野中，上鹿妻切付，上鹿妻小和田，上鹿妻山崎，上鹿妻稻荷前及び上鹿妻稻荷場

八丁，中太田法丁，中太田吉原，中太田小沼，中太田深持，中太田官台，中太田屋敷田，中太田泉田，中太田八卦，中太田北太田，中太田新田，下太田新堰端，下太田方八丁，下太田宮田，下太田林崎，下太田谷地，下太田杉田，下太田田端，下太田田中，下太田沢田，下太田榊，下太田下川原，下太田新田，猪去釈迦堂，猪去細越，猪去上平，猪去上猪去，猪去田面野木，猪去早俄上，猪去三枚橋，猪去堰合，猪去藤松，猪去的場，猪去大道，猪去畑中，猪去橋場，猪去大橋，猪去一本木，猪去外久保，猪去米倉，上鹿妻横道，上鹿妻飯ノ森，上鹿妻二ツ沢，上鹿妻蟹沢，上鹿妻朴，上鹿妻朴前，上鹿妻寺地，上鹿妻夜鷹，上鹿妻竹花前，上鹿妻茂吉，上鹿妻田貝，上鹿妻五兵エ新田，上鹿妻與市新田，上鹿妻中島，上鹿妻竹鼻，上鹿妻天沼，上鹿妻清水田，上鹿妻野中，上鹿妻切付，上鹿妻小和田，上鹿妻山崎，上鹿妻稻荷前及び上鹿妻稻荷場

盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(所管区域)</p> <p>第3条 各支所の所管区域は、それぞれ次の各号に定める地域とする。</p> <p>(1) 盛岡市役所青山支所の所管区域 青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、南青山町14番、16番、17番及び19番、西青山一丁目、西青山二丁目、西青山三丁目、月が丘一丁目、月が丘二丁目並びに月が丘三丁目</p> <p>(2) 盛岡市役所築川支所の所管区域 東山二丁目4番から6番まで及び10番から19番まで並びに川目町並びに大字として区画される地域の砂子沢、根田茂、築川及び川目(第1地割から第14地割までに限る。)</p> <p>(3) 盛岡市役所太田支所の所管区域 <u>本宮五丁目5番から9番まで</u>、上太田穴口、上太田上瀬、上太田中瀬、上太田碓、上太田田中留、上太田三枚橋、上太田大堀、上太田樋ノ口、上太田赤前口、上太田沼館、上太田若宮、上太田中屋敷、上太田細工、上太田上吉本、上太田小田屋敷、上太田狛森、上太田小細工、上太田十文字、上太田上狛森、上太田森合、上太田岡沼、上太田四ツ家、上太田中関、上太田吉本、上太田窪屋敷、上太田上ノ畑、上太田上村、上太田関端、上太田畑中、上太田弘法清水、上太田下法丁、上太田上ノ野、上太田金財、上太田瘦野、上太田清水田、上太田田屋、上太田下川戸、上太田上田中、上太田田中、上太田館、上太田松ノ木、上太田上野屋敷、上太田八千刈、上太田北田、上太田八ツ口、上太田川後、上太田半在家、上太田細田、上太田神子塚、上太田上川原、上太田川原、上太田下中屋敷、上太田下川原、上太田蔵戸、上太田蔵戸前、中太田方八丁、中太田法丁、中太田吉原、中太田小沼、中太田深持、中太田官台、中太田屋敷田、中太田泉田、中太田八卦、中太田北太田、中太田新田、下太田新堰端、下太田方八丁、下太田宮田、下太田林崎、下太田谷地、下太田杉田、</p>	<p>(所管区域)</p> <p>第3条 各支所の所管区域は、それぞれ次の各号に定める地域とする。</p> <p>(1) 盛岡市役所青山支所の所管区域 青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、南青山町14番、16番、17番及び19番、西青山一丁目、西青山二丁目、西青山三丁目、月が丘一丁目、月が丘二丁目並びに月が丘三丁目</p> <p>(2) 盛岡市役所築川支所の所管区域 東山二丁目4番から6番まで及び10番から19番まで並びに川目町並びに大字として区画される地域の砂子沢、根田茂、築川及び川目(第1地割から第14地割までに限る。)</p> <p>(3) 盛岡市役所太田支所の所管区域 <u>上太田穴口</u>、上太田上瀬、上太田中瀬、上太田碓、上太田田中留、上太田三枚橋、上太田大堀、上太田樋ノ口、上太田赤前口、上太田沼館、上太田若宮、上太田中屋敷、上太田細工、上太田上吉本、上太田小田屋敷、上太田狛森、上太田小細工、上太田十文字、上太田上狛森、上太田森合、上太田岡沼、上太田四ツ家、上太田中関、上太田吉本、上太田窪屋敷、上太田上ノ畑、上太田上村、上太田関端、上太田畑中、上太田弘法清水、上太田下法丁、上太田上ノ野、上太田金財、上太田瘦野、上太田清水田、上太田田屋、上太田下川戸、上太田上田中、上太田田中、上太田館、上太田松ノ木、上太田上野屋敷、上太田八千刈、上太田北田、上太田八ツ口、上太田川後、上太田半在家、上太田細田、上太田神子塚、上太田上川原、上太田川原、上太田下中屋敷、上太田下川原、上太田蔵戸、上太田蔵戸前、中太田方八丁、中太田法丁、中太田吉原、中太田小沼、中太田深持、中太田官台、中太田屋敷田、中太田泉田、中太田八卦、中太田北太田、中太田新田、下太田新堰端、下太田方八丁、下太田宮田、下太田林崎、下太田谷地、下太田杉田、下太田田端、下太田田中、下太田沢</p>

下太田田端，下太田田中，下太田沢田，下太田榊，下太田下川原，下太田新田，猪去釈迦堂，猪去細越，猪去上平，猪去上猪去，猪去田面野木，猪去早俄上，猪去三枚橋，猪去堰合，猪去藤松，猪去的場，猪去大道，猪去畑中，猪去橋場，猪去大橋，猪去一本木，猪去外久保，猪去米倉，上鹿妻横道，上鹿妻飯ノ森，上鹿妻二ツ沢，上鹿妻蟹沢，上鹿妻朴，上鹿妻朴前，上鹿妻寺地，上鹿妻夜鷹，上鹿妻竹花前，上鹿妻茂吉，上鹿妻田貝，上鹿妻五兵エ新田，上鹿妻與市新田，上鹿妻中島，上鹿妻竹鼻，上鹿妻天沼，上鹿妻清水田，上鹿妻野中，上鹿妻切付，上鹿妻小和田，上鹿妻山崎，上鹿妻稻荷前及び上鹿妻稻荷場

田，下太田榊，下太田下川原，下太田新田，猪去釈迦堂，猪去細越，猪去上平，猪去上猪去，猪去田面野木，猪去早俄上，猪去三枚橋，猪去堰合，猪去藤松，猪去的場，猪去大道，猪去畑中，猪去橋場，猪去大橋，猪去一本木，猪去外久保，猪去米倉，上鹿妻横道，上鹿妻飯ノ森，上鹿妻二ツ沢，上鹿妻蟹沢，上鹿妻朴，上鹿妻朴前，上鹿妻寺地，上鹿妻夜鷹，上鹿妻竹花前，上鹿妻茂吉，上鹿妻田貝，上鹿妻五兵エ新田，上鹿妻與市新田，上鹿妻中島，上鹿妻竹鼻，上鹿妻天沼，上鹿妻清水田，上鹿妻野中，上鹿妻切付，上鹿妻小和田，上鹿妻山崎，上鹿妻稻荷前及び上鹿妻稻荷場

議案第 108号

盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

現在、玉山区には地区集会施設として17のコミュニティセンターがある。平成22年度は、松内地区コミュニティセンターの整備を進めており、平成23年4月1日の供用開始予定であることから、新たに「盛岡市コミュニティセンター条例」に加えようとするものである。

2 改正の内容

既存の17施設に「松内地区コミュニティセンター」を加える。

- (1) 名称 松内地区コミュニティセンター
- (2) 位置 盛岡市玉山区松内字松内36番地33
- (3) 使用料 有料となる場合の使用料を次表のとおり定める。

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

3 施行期日

平成23年4月1日

4 施設の概要

- (1) 木造平屋建 敷地面積2,937.89㎡ 延床面積194.60㎡
- (2) 設置機能 集会室66.24㎡, 和室22.35㎡, 料理実習室32.29㎡

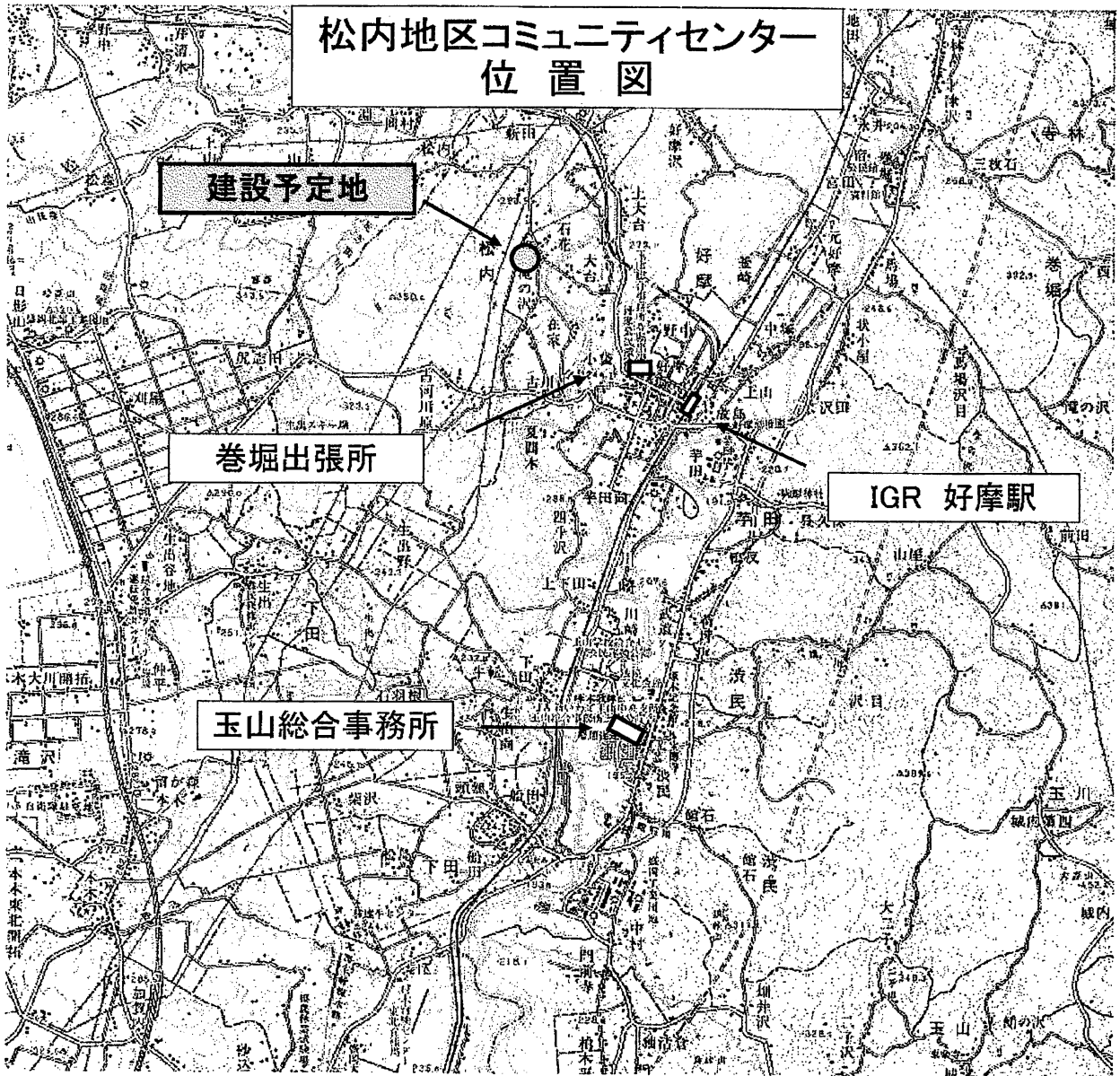
5 年次計画

新市建設計画に基づき、平成23年度は小袋地区、平成24年度は前田地区にコミュニティセンターを整備する予定である。

6 その他

総務部消防防災課所管の松内消防屯所（計画面積 57.97㎡）と合築とする。

松内地区コミュニティセンター 位置図



議案第 109 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市営住宅建替事業の施行に伴い、夏間木第2団地に16戸を設置するとともに、夏間木第1団地を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

市営住宅の表から市営夏間木第1団地を削り、同表の市営夏間木第2団地に木造平家建16戸を加える。

3 施行期日

平成23年1月1日

参考：位置図（市営夏間木第1団地、市営夏間木第2団地）



盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 別表（第3条関係）					○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 別表（第3条関係）				
名称	位置	竣（し ゆん） 工年 度	戸数	構造	名称	位置	竣（し ゆん） 工年 度	戸数	構造
					市営夏間木第1団 地	盛岡市玉山区好摩 字夏間木	昭37	20	木造平家建
市営夏間木第2団 地	盛岡市玉山区好摩 字芋田向	昭50	10	簡易耐火平 家建	市営夏間木第2団 地	盛岡市玉山区好摩 字芋田向	昭50	10	簡易耐火平 家建
		昭51	5	簡易耐火平 家建			昭51	5	簡易耐火平 家建
		昭52	5	簡易耐火平 家建			昭52	5	簡易耐火平 家建
		平22	16	木造平家建					

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 別表(第3条関係)					○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 別表(第3条関係)				
名称	位置	竣(しゆん)工年度	戸数	構造	名称	位置	竣(しゆん)工年度	戸数	構造
					市営夏間木第1団地	盛岡市玉山区好摩字夏間木	昭37	20	木造平家建
市営夏間木第2団地	盛岡市玉山区好摩字芋田向	昭50	10	簡易耐火平家建	市営夏間木第2団地	盛岡市玉山区好摩字芋田向	昭50	10	簡易耐火平家建
		昭51	5	簡易耐火平家建			昭51	5	簡易耐火平家建
		昭52	5	簡易耐火平家建			昭52	5	簡易耐火平家建
		平22	16	木造平家建					

議案第 110 号

盛岡市火葬場条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

火葬場の改築に伴い、名称及び位置を改めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 名称 「盛岡市火葬場」を「盛岡市斎場やすらぎの丘」に改める。
- (2) 位置 「盛岡市三ツ割字寺山49番地」を「盛岡市三ツ割字寺山46番地4」に改める。

3 施行期日

規則で定める日（平成23年11月を予定）

4 その他

(1) 新名称の選定経緯

ア 新火葬場の名称については、地元説明会で火葬場という直接的な表現を避けてほしい旨の要望があった。更に議会でも同様の質問が出され、全国的にも名称に「火葬場」を用いない事例が多いことから、公募により新しい名称を定めることとした。

イ 約1箇月間の募集期間に208作品の応募があり、火葬場整備検討委員会幹事会（幹事長市民部長）での協議を経て、火葬場整備検討委員会（委員長 細田副市長）において、「盛岡・やすらぎの丘」及び「盛岡市斎場やすらぎの森」を補作した「盛岡市斎場やすらぎの丘」を新火葬場の名称とすることとした。

(2) 選定理由

ア 盛岡市の施設であることが明確であり、「斎場」が「火葬場」に代わる表現として広く定着しており、利用者にわかりやすいこと。

イ 「やすらぎ」という表現に、やわらかい温かみがあること。

ウ 亡くなった後、ゆっくりやすらいでもらいたいという気持ちが込められていること。

エ 「やすらぎ」という語句を使用した名称の応募数が最も多く、応募者の共通した思いが強く込められていると判断されること。

オ 火葬場所在地の地形的イメージである「丘」を表現していること。

(3) 周知方法

名称は、議決後に新火葬棟供用開始に向けて広報もりおかやウェブもりおか等で広く周知していくものとする。

議案第111号

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市中央公民館郷土資料展示室を閉鎖しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 盛岡市公民館条例における開館時間及び使用料に係る規定から、中央公民館郷土資料展示室を削る。
- (2) 盛岡市博物館等共通使用料条例において対象としている施設から、中央公民館郷土資料展示室を削る。

3 施行期日

平成22年12月29日

4 その他

(1) 施行期日までの取扱い

中央公民館郷土資料展示室は施行期日をもって閉鎖するが、来年度開館予定のもりおか歴史文化館に展示物を移設するに当たり、燻蒸、梱包等の処理を施すため、11月29日から施行期日までの期間は公開停止とする必要がある。なお、市民に対しては事前に十分な周知を行うものとする。

(2) 公開停止及び閉鎖に伴う代替措置

有効期間を1年間としている博物館等共通入館券を使用して、公開停止期間中及び閉鎖後に郷土資料展示室への入室を希望する者に対しては、もりおか歴史文化館歴史展示室の開室から1年間、同室に入場することができるように代替措置を行う。

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市公民館条例 昭和55年3月28日条例第21号</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 公民館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 盛岡市中央公民館、盛岡市上田公民館及び盛岡市西部公民館午前9時から午後9時(日曜日にあつては、午後5時)まで。ただし、図書室並びに盛岡市中央公民館の重要文化財旧中村家住宅、白芳庵、愛宕亭及び聖風閣は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>(2) 盛岡市河南公民館及び盛岡市都南公民館午前9時から午後9時30分まで</p> <p>(3) 盛岡市渋民公民館及び地区公民館午前9時から午後9時まで。ただし、盛岡市飯岡地区公民館及び盛岡市乙部地区公民館の図書室は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。</p>	<p>○盛岡市公民館条例 昭和55年3月28日条例第21号</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 公民館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 盛岡市中央公民館、盛岡市上田公民館及び盛岡市西部公民館午前9時から午後9時(日曜日にあつては、午後5時)まで。ただし、図書室並びに盛岡市中央公民館の郷土資料展示室、重要文化財旧中村家住宅、白芳庵、愛宕亭及び聖風閣は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>(2) 盛岡市河南公民館及び盛岡市都南公民館午前9時から午後9時30分まで</p> <p>(3) 盛岡市渋民公民館及び地区公民館午前9時から午後9時まで。ただし、盛岡市飯岡地区公民館及び盛岡市乙部地区公民館の図書室は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、盛岡市中央公民館の郷土資料展示室の使用料にあつては、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 公民館を社会教育関係団体が社会教育活動のため使用するとき。</p> <p>(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者(以下</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 公民館を社会教育関係団体が社会教育活動のため使用するとき。</p> <p>(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者(以下</p>

改正後

「障害者」という。) _____ が公民館 _____ を個人で使用するとき及び _____ 公民館を障害者の福祉の増進に資するものと市長が認め たものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認め たとき。

別表（第8条関係）

(1) 盛岡市中央公民館

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
本館 講堂	5,500円	7,300円	5,500円	12,800円	12,800円	18,300円
大会議室	3,100円	4,200円	3,100円	7,300円	7,300円	10,400円
中会議室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
和室	3,500円	4,700円	3,500円	8,200円	8,200円	11,700円
控室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
創作展示室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
第1講義室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
第2講義室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
視聴覚教室	3,500円	4,700円	3,500円	8,200円	8,200円	11,700円

改正前

「障害者」という。) 及び当該障害者の介護を行う者が盛岡市中央公民館の郷土資料展示室を使用するとき、障害者が公民館（盛岡市中央公民館の郷土資料展示室を除く。以下この号において同じ。）を個人で使用するとき並びに公民館を障害者の福祉の増進に資するものと市長が認め たものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。

(3) 市の区域内に住所を有する65歳以上の者が盛岡市中央公民館の郷土資料展示室を使用するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認め たとき。

別表（第8条関係）

(1) 盛岡市中央公民館

ア 講堂等の使用料

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
本館 講堂	5,500円	7,300円	5,500円	12,800円	12,800円	18,300円
大会議室	3,100円	4,200円	3,100円	7,300円	7,300円	10,400円
中会議室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
和室	3,500円	4,700円	3,500円	8,200円	8,200円	11,700円
控室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
創作展示室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
第1講義室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
第2講義室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
視聴覚教室	3,500円	4,700円	3,500円	8,200円	8,200円	11,700円

改正後

							円
	リハーサル兼音楽室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
	科学技術室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
	工作工芸室	2,700円	3,600円	2,700円	6,300円	6,300円	9,000円
	絵画実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
	被服実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
	調理実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
	研修室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
別館	和室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
	大広間	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
	控室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
	白芳庵	800円	1,000円	—	1,800円	—	—
	愛宕亭	1,200円	1,600円	—	2,800円	—	—
	聖風閣	1,700円	2,300円	—	4,000円	—	—

備考

- 1 冷暖房（白芳庵、愛宕亭及び聖風閣にあつては、暖房）を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。
- 2 専ら準備又は練習のために講堂の舞台のみを使用するときの使用料の額は、表に掲げる額の5割に相当する額とする。

改正前

							円
	リハーサル兼音楽室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
	科学技術室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
	工作工芸室	2,700円	3,600円	2,700円	6,300円	6,300円	9,000円
	絵画実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
	被服実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
	調理実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
	研修室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
別館	和室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
	大広間	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
	控室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
	白芳庵	800円	1,000円	—	1,800円	—	—
	愛宕亭	1,200円	1,600円	—	2,800円	—	—
	聖風閣	1,700円	2,300円	—	4,000円	—	—

備考

- 1 冷暖房（白芳庵、愛宕亭及び聖風閣にあつては、暖房）を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。
- 2 専ら準備又は練習のために講堂の舞台のみを使用するときの使用料の額は、表に掲げる額の5割に相当する額とする。

イ 郷土資料展示室の使用料

区分	個人使用（1人1回につき）	団体使用（1人1回につき）
	一般	150円
高等学校生徒	100円	60円
中学校生徒及び小	50円	30円

改正後	改正前	
<div style="background-color: #cccccc; height: 15px; width: 100%;"></div> <div style="background-color: #cccccc; height: 15px; width: 100%;"></div> <div style="background-color: #cccccc; height: 15px; width: 100%;"></div> <div style="background-color: #cccccc; height: 15px; width: 100%;"></div> <div style="background-color: #cccccc; height: 15px; width: 100%;"></div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校児童</div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px;"></div>
	<p data-bbox="1130 236 1190 268">備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1163 280 2096 357">1 団体使用の使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。 <li data-bbox="1163 370 2096 491">2 規則で定める日に規則で定める中学校生徒及び小学校児童が5人以上の団体で使用する場合には、「50円」とあるのは「20円」と、「30円」とあるのは「10円」とする。 	

盛岡市博物館等共通使用料条例 新旧対照表

改正後

改正前

○盛岡市博物館等共通使用料条例
平成17年 3 月30日 条例第19号
改正
平成22年 3 月26日 条例第16号

○盛岡市博物館等共通使用料条例
平成17年 3 月30日 条例第19号
改正
平成22年 3 月26日 条例第16号

(趣旨)

(趣旨)

第1条 この条例は、2以上の博物館等を使用する者から徴収する使用料(以下「共通使用料」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

(定義)

第2条 この条例において「博物館等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 原敬記念館
- (2) 盛岡市子ども科学館展示室
- (3) 盛岡市先人記念館
- (4) 盛岡てがみ館
- (5) 盛岡市遺跡の学び館展示室

- (1) 盛岡市中央公民館郷土資料展示室
- (2) 原敬記念館
- (3) 盛岡市子ども科学館展示室
- (4) 盛岡市先人記念館
- (5) 盛岡てがみ館
- (6) 盛岡市遺跡の学び館展示室

(共通使用料)

(共通使用料)

第3条 1年間において2館又は4館の博物館等を使用しようとする者から次表に定める共通使用料を徴収する。

区分	共通使用料(1人1回につき)
2館を使用する場合	350円
4館を使用する場合	650円

区分	共通使用料(1人1回につき)
2館を使用する場合	350円
4館を使用する場合	650円

(共通使用料の不還付)

(共通使用料の不還付)

第4条 既納の共通使用料は、還付しない。ただし、共通使用料を納付した者の責めに帰することができない理由により博物館等を使用できなかったときその他特別の理由があると市長が認めたときは、共通使用料の全部又は一部を還付することができる。

改正後	改正前
<p>(共通使用料を納付した者の特例)</p> <p>第5条 共通使用料を納付した者に係る次に掲げる規定の適用については、当該納付した共通使用料の範囲内において、当該共通使用料を納付した者をこれらの規定による博物館等の使用料又は入館料を徴収された者とみなす。</p> <p><u>(1) 盛岡市原敬記念館条例（昭和60年条例第24号）第7条</u></p> <p><u>(2) 盛岡市子ども科学館条例（昭和58年条例第13号）第6条</u></p> <p><u>(3) 盛岡市先人記念館条例（昭和62年条例第21号）第7条</u></p> <p><u>(4) 盛岡市てがみ館条例（平成12年条例第27号）第7条</u></p> <p><u>(5) 盛岡市遺跡の学び館条例（平成16年条例第29号）第7条</u></p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年条例第16号抄）</p> <p>1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。（後略）</p>	<p>(共通使用料を納付した者の特例)</p> <p>第5条 共通使用料を納付した者に係る次に掲げる規定の適用については、当該納付した共通使用料の範囲内において、当該共通使用料を納付した者をこれらの規定による博物館等の使用料又は入館料を徴収された者とみなす。</p> <p><u>(1) 盛岡市公民館条例（昭和55年条例第21号）第8条</u></p> <p><u>(2) 盛岡市原敬記念館条例（昭和60年条例第24号）第7条</u></p> <p><u>(3) 盛岡市子ども科学館条例（昭和58年条例第13号）第6条</u></p> <p><u>(4) 盛岡市先人記念館条例（昭和62年条例第21号）第7条</u></p> <p><u>(5) 盛岡市てがみ館条例（平成12年条例第27号）第7条</u></p> <p><u>(6) 盛岡市遺跡の学び館条例（平成16年条例第29号）第7条</u></p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年条例第16号抄）</p> <p>1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。（後略）</p>

盛岡市歴史文化館条例 新旧対照表

改正後	改正前				
<p>○盛岡市歴史文化館条例 平成22年 3 月26日 条例第16号</p>	<p>○盛岡市歴史文化館条例 平成22年 3 月26日 条例第16号</p>				
<p><略></p>	<p><略></p>				
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>				
<p>1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p>				
<p>2 第14条及び第15条に規定する指定の手續等は、この条例の施行の日以前においても行うことができる。</p>	<p>2 第14条及び第15条に規定する指定の手續等は、この条例の施行の日以前においても行うことができる。</p>				
<p>3 盛岡市都市公園条例（昭和52年条例第10号）の一部を次のように改正する。 第6条の2第7項中「うち」の次に「、もりおか歴史文化館」を加える。 別表第1中央公園の項の前に次のように加える。</p>	<p>3 盛岡市都市公園条例（昭和52年条例第10号）の一部を次のように改正する。 第6条の2第7項中「うち」の次に「、もりおか歴史文化館」を加える。 別表第1中央公園の項の前に次のように加える。</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">岩手公園</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">もりおか歴史文化館</td> </tr> </table>	岩手公園	もりおか歴史文化館	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">岩手公園</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">もりおか歴史文化館</td> </tr> </table>	岩手公園	もりおか歴史文化館
岩手公園	もりおか歴史文化館				
岩手公園	もりおか歴史文化館				
<p>4 盛岡市博物館等共通使用料条例（平成17年条例第19号）の一部を次のように改正する。 第2条に次の1号を加える。 <u>(6)</u> もりおか歴史文化館歴史展示室 第5条に次の1号を加える。 <u>(6)</u> 盛岡市歴史文化館条例（平成22年条例第16号）第9条</p>	<p>4 盛岡市博物館等共通使用料条例（平成17年条例第19号）の一部を次のように改正する。 第2条に次の1号を加える。 <u>(7)</u> もりおか歴史文化館歴史展示室 第5条に次の1号を加える。 <u>(7)</u> 盛岡市歴史文化館条例（平成22年条例第16号）第9条</p>				

議案第 112号

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 113号

盛岡市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例について

議案第 114号

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例について

1 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

(1) 改正の趣旨

玉山区水道事業及び前田簡易水道の給水区域を盛岡市水道事業の給水区域に編入するほか、住居表示の実施のための町の区域の新設等に伴う町及び字の名称の整理をしようとするものである。

(2) 改正の内容

ア 玉山区水道事業の設置及び給水区域に係る規定を削除し、盛岡市水道事業に旧玉山区水道事業及び旧前田簡易水道の給水区域等を一元化する。

イ 住居表示の実施のための町の区域の新設等に伴い、町及び字の名称を整理する。

(3) 施行期日 平成23年4月1日。ただし、(2)イの改正は、平成23年2月21日から施行する。

2 盛岡市水道事業経営審議会条例の一部改正

(1) 改正の趣旨

盛岡市水道事業経営審議会を盛岡市上下水道事業経営審議会に改め、同審議会に新たに下水道事業の経営に関する重要な事項を調査審議させようとするものである。

(2) 改正の内容

ア 審議会の名称を「盛岡市上下水道事業経営審議会」に改める。

イ 審議会に対する所掌事項に下水道事業に関することを加える。

ウ 委員の数を「13人以内」から「15人以内」に改める。

(3) 施行期日

公布の日

(4) 改正に伴う経過措置

ア 現在の委員を盛岡市上下水道事業経営審議会の委員に引き続き委嘱されたものとみなすこととする。

イ 増員により委嘱される委員の任期を現在の委員に合わせて平成24年1月31日までとする。

3 盛岡市水道事業給水条例の一部改正等

(1) 改正の趣旨

玉山区水道事業及び前田簡易水道の給水区域を盛岡市水道事業の給水区域に編入することに伴い、加入金及び水道料金の経過措置を設けるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

(2) 改正の内容

ア 盛岡市水道事業給水条例の一部改正

(ア) 盛岡市全域における工事負担金を廃止する。

(イ) 玉山区水道事業の加入金及び水道料金に係る合併に伴う特例措置は、平成23年3月31日までとする。

(ウ) 旧玉山区水道事業及び旧前田簡易水道の区域に係る水道料金は、平成23年5月分から4年間、従量料金単価の激変緩和措置を設ける。

(エ) 旧玉山区水道事業及び旧前田簡易水道の区域の給水装置の新設及び増径に係る加入金は、平成23年4月から2年間、この条例の適用を猶予し、従前の例によるものとする。

イ 盛岡市簡易水道条例の廃止

前田簡易水道が盛岡市水道事業に編入されることに伴い、前田簡易水道を廃止するため盛岡市簡易水道条例を廃止する。これにより、盛岡市特別会計設置条例の一部を改正し、前田簡易水道に係る盛岡市簡易水道事業費特別会計を廃止する。

(3) 施行期日 平成23年4月1日

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例 新旧対照表

第1・2段階施行日（公布の日施行分+平成23年2月21日施行分）

改正後(公布の日及び平成23年2月21日の一部改正施行後)	改正前								
<p>○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号 改正 <u>平成22年12月●日条例第●号</u></p> <p>盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</p> <p><略></p> <p><u>附 則 (平成22年条例第●号)</u> この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1町又は字の区域の全部が給水区域である区域の項の改正規定（「本宮四丁目」を「本宮四丁目 本宮五丁目 本宮六丁目」に、「宮沢 小屋敷 谷地 松幅」を「松幅」に改める部分に限る。）は同年2月21日から、同表町又は字の区域の一部が給水区域である区域の項の改正規定（「猪去积迦堂」を「猪去积迦堂 猪去上平」に改める部分に限る。）は公布の日から施行する。</p>	<p>○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号 改正</p> <p>盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</p> <p><略></p>								
別表第1（第3条第2項関係）	別表第1（第3条第2項関係）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町又は字の区域の全部が給水区</td> <td>内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給水区域	町又は字の区域の全部が給水区	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町又は字の区域の全部が給水区</td> <td>内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給水区域	町又は字の区域の全部が給水区	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向
区分	給水区域								
町又は字の区域の全部が給水区	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向								
区分	給水区域								
町又は字の区域の全部が給水区	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向								

改正後(公布の日及び平成23年2月21日の一部改正施行後)

域で町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑
あるが丘一丁目 緑が丘二丁目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田
区域堤一丁目 上田堤二丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野
三丁目 東黒石野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松
園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁
目 東松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目
西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目
北松園三丁目 北松園四丁目 小鳥沢一丁目 上田(庚申窪 黒
石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森) 山岸二丁目 山岸三丁
目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内一丁目 下米内
二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 中ノ橋通一丁目
中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志家町 若園町 住吉町
上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目
加賀野四丁目 山王町 新庄町 東新庄二丁目 浅岸一丁目
浅岸二丁目 浅岸三丁目 浅岸(向田 柿木平 橋場) 肴町
下ノ橋町 馬場町 清水町 南大通一丁目 南大通二丁目 南大
通三丁目 八幡町 松尾町 大慈寺町 鉦屋町 神子田町 高崩
茶畑一丁目 茶畑二丁目 中野一丁目 中野二丁目 東山二丁
目 川目町 東中野(見石 片岡) 東安庭一丁目 東安庭二丁
目 東安庭三丁目 東安庭(舘 小森 前田 厚朴田 中道)
門一丁目 門二丁目 門(堀郷 赤沼) 川目第14地割 盛岡駅
前通 盛岡駅前北通 盛岡駅西通一丁目 盛岡駅西通二丁目 夕
顔瀬町 北夕顔瀬町 前九年一丁目 前九年二丁目 前九年三丁
目 安倍舘町 上堂一丁目 上堂二丁目 上堂三丁目 中川町
新田町 城西町 境田町 中屋敷町 前潟一丁目 前潟二丁目
前潟三丁目 前潟四丁目 上厨川(上ノ代 大屋敷 竹中 横沼
横長根 野子 下川原 下村 幅 前潟 新田) 長橋町 平
賀新田(古屋敷 矢無 金目 高柳 水道 中居 大谷地 外田

改正前

域で町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑
あるが丘一丁目 緑が丘二丁目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田
区域堤一丁目 上田堤二丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野
三丁目 東黒石野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松
園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁
目 東松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目
西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目
北松園三丁目 北松園四丁目 小鳥沢一丁目 上田(庚申窪 黒
石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森) 山岸二丁目 山岸三丁
目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内一丁目 下米内
二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 中ノ橋通一丁目
中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志家町 若園町 住吉町
上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目
加賀野四丁目 山王町 新庄町 東新庄二丁目 浅岸一丁目
浅岸二丁目 浅岸三丁目 浅岸(向田 柿木平 橋場) 肴町
下ノ橋町 馬場町 清水町 南大通一丁目 南大通二丁目 南大
通三丁目 八幡町 松尾町 大慈寺町 鉦屋町 神子田町 高崩
茶畑一丁目 茶畑二丁目 中野一丁目 中野二丁目 東山二丁
目 川目町 東中野(見石 片岡) 東安庭一丁目 東安庭二丁
目 東安庭三丁目 東安庭(舘 小森 前田 厚朴田 中道)
門一丁目 門二丁目 門(堀郷 赤沼) 川目第14地割 盛岡駅
前通 盛岡駅前北通 盛岡駅西通一丁目 盛岡駅西通二丁目 夕
顔瀬町 北夕顔瀬町 前九年一丁目 前九年二丁目 前九年三丁
目 安倍舘町 上堂一丁目 上堂二丁目 上堂三丁目 中川町
新田町 城西町 境田町 中屋敷町 前潟一丁目 前潟二丁目
前潟三丁目 前潟四丁目 上厨川(上ノ代 大屋敷 竹中 横沼
横長根 野子 下川原 下村 幅 前潟 新田) 長橋町 平
賀新田(古屋敷 矢無 金目 高柳 水道 中居 大谷地 外田

改正後(公布の日及び平成23年2月21日の一部改正施行後)

平賀) 土淵(荒屋敷 谷地道 橋場 碓田 幅) 青山一丁目 青山二丁目 青山三丁目 青山四丁目 南青山町 大新町 天昌寺町 北天昌寺町 大館町 稲荷町 中堤町 西青山一丁目 西青山二丁目 西青山三丁目 月が丘一丁目 月が丘二丁目 月が丘三丁目 みたけ一丁目 みたけ二丁目 みたけ三丁目 みたけ四丁目 みたけ五丁目 みたけ六丁目 厨川一丁目 厨川二丁目 厨川三丁目 厨川四丁目 厨川五丁目 仙北二丁目 仙北三丁目 東仙北一丁目 東仙北二丁目 南仙北一丁目 南仙北二丁目 南仙北三丁目 西仙北二丁目 本宮一丁目 本宮二丁目 本宮三丁目 本宮四丁目 本宮五丁目 本宮六丁目 本宮(石仏 上越場 水門 大柳 小林 林崎 大宮 久保筋 小幡 鬼柳 野古 稲荷 熊堂 泉屋敷 松幅 小幡 小瀬 荒屋 林古) 向中野一丁目 向中野二丁目 向中野(千刈田 八日市場 向中野 台太郎 中島 五合田 石川町 才川 野原 細谷地 道明 東道明 幅 鶴子 畑返 新田) 下鹿妻(長持 辻屋敷 西田 前田 南田 下通 北) 下太田新堰端 下太田方八丁 下太田宮田 下太田林崎 下太田谷地 下太田杉田 下太田田端 下太田田中 下太田沢田 下太田榊 中太田方八丁 中太田法丁 中太田吉原 中太田小沼 中太田深持 中太田宮台 中太田屋敷田 中太田泉田 中太田八掛 上太田碓 上太田田中留 上太田三枚橋 上太田大堀 上太田樋ノ口 上太田若宮 上太田中屋敷 上太田細工 上太田上吉本 上太田小田屋敷 上太田狢森 上太田小細工 上太田十文字 上太田上狢森 上太田森合 上太田岡沼 上太田四ツ家 上太田中関 上太田吉本 上太田窪屋敷 上太田上ノ畑 上太田上村 上太田関橋 上太田畑中 上太田弘法清水 上太田下法丁 上太田上ノ野 上太田金財 上太田瘦野 上太田清水田 上太田田屋 上太田下川戸 上太田上田中 上太田田中 上太田館 上太田松ノ木 上太

改正前

平賀) 土淵(荒屋敷 谷地道 橋場 碓田 幅) 青山一丁目 青山二丁目 青山三丁目 青山四丁目 南青山町 大新町 天昌寺町 北天昌寺町 大館町 稲荷町 中堤町 西青山一丁目 西青山二丁目 西青山三丁目 月が丘一丁目 月が丘二丁目 月が丘三丁目 みたけ一丁目 みたけ二丁目 みたけ三丁目 みたけ四丁目 みたけ五丁目 みたけ六丁目 厨川一丁目 厨川二丁目 厨川三丁目 厨川四丁目 厨川五丁目 仙北二丁目 仙北三丁目 東仙北一丁目 東仙北二丁目 南仙北一丁目 南仙北二丁目 南仙北三丁目 西仙北二丁目 本宮一丁目 本宮二丁目 本宮三丁目 本宮四丁目 本宮(石仏 上越場 水門 大柳 小林 林崎 大宮 久保筋 小幡 鬼柳 野古 稲荷 熊堂 泉屋敷 宮沢 小屋敷 谷地 松幅 小幡 小瀬 荒屋 林古) 向中野一丁目 向中野二丁目 向中野(千刈田 八日市場 向中野 台太郎 中島 五合田 石川町 才川 野原 細谷地 道明 東道明 幅 鶴子 畑返 新田) 下鹿妻(長持 辻屋敷 西田 前田 南田 下通 北) 下太田新堰端 下太田方八丁 下太田宮田 下太田林崎 下太田谷地 下太田杉田 下太田田端 下太田田中 下太田沢田 下太田榊 中太田方八丁 中太田法丁 中太田吉原 中太田小沼 中太田深持 中太田宮台 中太田屋敷田 中太田泉田 中太田八掛 上太田碓 上太田田中留 上太田三枚橋 上太田大堀 上太田樋ノ口 上太田若宮 上太田中屋敷 上太田細工 上太田上吉本 上太田小田屋敷 上太田狢森 上太田小細工 上太田十文字 上太田上狢森 上太田森合 上太田岡沼 上太田四ツ家 上太田中関 上太田吉本 上太田窪屋敷 上太田上ノ畑 上太田上村 上太田関橋 上太田畑中 上太田弘法清水 上太田下法丁 上太田上ノ野 上太田金財 上太田瘦野 上太田清水田 上太田田屋 上太田下川戸 上太田上田中 上太田田中 上太田館 上太田松ノ木 上太

改正後(公布の日及び平成23年2月21日の一部改正施行後)

田上野屋敷 上太田八千刈 上太田北田 上太田八ツ口 上太田川後 上太田半在家 上太田細田 上太田神子塚 上太田下中屋敷 上太田蔵戸前 上鹿妻朴 上鹿妻朴前 上鹿妻寺地 上鹿妻夜鷹 上鹿妻竹花前 上鹿妻茂吉 上鹿妻田貝 上鹿妻五兵エ新田 上鹿妻與市新田 上鹿妻中島 上鹿妻竹鼻 上鹿妻天沼 上鹿妻清水田 上鹿妻野中 上鹿妻切付 上鹿妻小和田 上鹿妻稻荷場 猪去早俄上 猪去三枚橋 猪去堰合 猪去藤松 猪去的場 猪去大道 猪去大橋 猪去一本木 猪去外久保 猪去米倉 湯沢東一丁目 湯沢東二丁目 湯沢東三丁目 湯沢西一丁目 湯沢西二丁目 湯沢西三丁目 湯沢南一丁目 湯沢南二丁目 流通センター北一丁目 津志田町一丁目 津志田町二丁目 津志田町三丁目 津志田西一丁目 津志田西二丁目 津志田中央一丁目 津志田中央二丁目 津志田中央三丁目 津志田南一丁目 津志田南二丁目 津志田南三丁目 東見前1地割 東見前3地割から東見前6地割まで 東見前9地割 西見前1地割から西見前22地割まで 三本柳1地割から三本柳13地割まで 三本柳17地割 三本柳18地割 三本柳20地割から三本柳24地割まで 津志田1地割から津志田6地割まで 津志田9地割 津志田11地割から津志田16地割まで 津志田20地割から津志田22地割まで 津志田24地割から津志田27地割まで 永井1地割から永井31地割まで 下飯岡1地割から下飯岡21地割まで 上飯岡3地割から上飯岡5地割まで 上飯岡10地割から上飯岡23地割まで 飯岡新田1地割から飯岡新田10番地まで 羽場1地割から羽場18地割まで 羽場20地割 湯沢3地割 湯沢5地割から湯沢19地割まで 乙部4地割から乙部6地割まで 乙部12地割から乙部14地割まで 乙部20地割 乙部25地割から乙部32地割まで 大ケ生20地割 黒川5地割から黒川7地割まで 黒川10地割 黒川20地割 黒川22地割 手代森13地割 手代森22地割から手代森27地割まで 手代森30地割

改正前

田上野屋敷 上太田八千刈 上太田北田 上太田八ツ口 上太田川後 上太田半在家 上太田細田 上太田神子塚 上太田下中屋敷 上太田蔵戸前 上鹿妻朴 上鹿妻朴前 上鹿妻寺地 上鹿妻夜鷹 上鹿妻竹花前 上鹿妻茂吉 上鹿妻田貝 上鹿妻五兵エ新田 上鹿妻與市新田 上鹿妻中島 上鹿妻竹鼻 上鹿妻天沼 上鹿妻清水田 上鹿妻野中 上鹿妻切付 上鹿妻小和田 上鹿妻稻荷場 猪去早俄上 猪去三枚橋 猪去堰合 猪去藤松 猪去的場 猪去大道 猪去大橋 猪去一本木 猪去外久保 猪去米倉 湯沢東一丁目 湯沢東二丁目 湯沢東三丁目 湯沢西一丁目 湯沢西二丁目 湯沢西三丁目 湯沢南一丁目 湯沢南二丁目 流通センター北一丁目 津志田町一丁目 津志田町二丁目 津志田町三丁目 津志田西一丁目 津志田西二丁目 津志田中央一丁目 津志田中央二丁目 津志田中央三丁目 津志田南一丁目 津志田南二丁目 津志田南三丁目 東見前1地割 東見前3地割から東見前6地割まで 東見前9地割 西見前1地割から西見前22地割まで 三本柳1地割から三本柳13地割まで 三本柳17地割 三本柳18地割 三本柳20地割から三本柳24地割まで 津志田1地割から津志田6地割まで 津志田9地割 津志田11地割から津志田16地割まで 津志田20地割から津志田22地割まで 津志田24地割から津志田27地割まで 永井1地割から永井31地割まで 下飯岡1地割から下飯岡21地割まで 上飯岡3地割から上飯岡5地割まで 上飯岡10地割から上飯岡23地割まで 飯岡新田1地割から飯岡新田10番地まで 羽場1地割から羽場18地割まで 羽場20地割 湯沢3地割 湯沢5地割から湯沢19地割まで 乙部4地割から乙部6地割まで 乙部12地割から乙部14地割まで 乙部20地割 乙部25地割から乙部32地割まで 大ケ生20地割 黒川5地割から黒川7地割まで 黒川10地割 黒川20地割 黒川22地割 手代森13地割 手代森22地割から手代森27地割まで 手代森30地割

改正後(公布の日及び平成23年2月21日の一部改正施行後)

町又は字の区域の一部が給水区域である区域
 愛宕下 三ツ割(鉢ノ皮 更ノ沢 櫃石 清水頭 洞清水 上岩 清水 下岩清水 久保屋敷 金比羅前 寺山) 三ツ割二丁目 北山二丁目 高松一丁目 高松三丁目 東緑が丘 岩脇町 小鳥沢二丁目 上田(小鳥沢 松屋敷 東黒石野 黒岩 宇登坂長根 狐崎稻荷 堤頭 稻荷窪 狐森) 山岸一丁目 山岸六丁目 山岸(外山岸 大平 名乗 庚申下 合間) 上米内(畑井野 中居 米内沢 明通 砂子沢 岩沢 庄ヶ畑 赤坂 道ノ下 松木平 野頭 大誘 名乗沢 名乗) 下米内(一本松 馬場野 寺並) 加賀野(桜山 才ノ神) 小杉山 東新庄一丁目 新庄(中鼻 瀬戸 岩山 下八木田 上八木田) 東桜山 つつじが丘 浅岸(稲久保 堰根 二ツ森) 東中野町 東山一丁目 東中野(柳下 五輪 立石 日蔭山 岩本 金勢 金勢前 沢田) 東安庭(中ヶ森 松長根 壇ヶ森 蝶ヶ森) 門(真立 唐須摩 角下 川原道) 川目第7地割から川目第13地割まで 川目第15地割 川目第16地割 上堂四丁目 上厨川(柳原 小荒川 川原 杉原) 土淵(万徳 四ツ屋) 下厨川(鍋屋敷 四十四田 赤平 穴口) 仙北一丁目 西仙北一丁目 本宮(蛇屋敷 平藤) 下太田下川原 下太田新田 中太田北太田 中太田新田 上太田穴口 上太田中瀬 上太田赤前口 上太田沼館 上太田上川原 上太田川原 上太田下川原 上太田蔵戸 上鹿妻二ツ沢 上鹿妻蟹沢 上鹿妻山崎 上鹿妻稻荷前 猪去釈迦堂 猪去上平 猪去上猪去 猪去田面野木 猪去畑中 猪去橋場 繫(北ノ浦 北久保 下猿田 萩内沢 館市 塗沢 湯ノ館 清水端 猿田) 東見前2地割 東見前7地割 東見前8地割 三本柳14地割から三本柳16地割まで 三本柳19地割 三本柳25地割 上飯岡2地割 上飯岡6地割 上飯岡7地割 上飯岡9地割 羽場19地割 湯沢1地割 湯沢2地割 湯沢4地割 乙部2地割 乙部3地割 乙部7地割から乙部11地割まで 乙部15地割から乙部19

改正前

町又は字の区域の一部が給水区域である区域
 愛宕下 三ツ割(鉢ノ皮 更ノ沢 櫃石 清水頭 洞清水 上岩 清水 下岩清水 久保屋敷 金比羅前 寺山) 三ツ割二丁目 北山二丁目 高松一丁目 高松三丁目 東緑が丘 岩脇町 小鳥沢二丁目 上田(小鳥沢 松屋敷 東黒石野 黒岩 宇登坂長根 狐崎稻荷 堤頭 稻荷窪 狐森) 山岸一丁目 山岸六丁目 山岸(外山岸 大平 名乗 庚申下 合間) 上米内(畑井野 中居 米内沢 明通 砂子沢 岩沢 庄ヶ畑 赤坂 道ノ下 松木平 野頭 大誘 名乗沢 名乗) 下米内(一本松 馬場野 寺並) 加賀野(桜山 才ノ神) 小杉山 東新庄一丁目 新庄(中鼻 瀬戸 岩山 下八木田 上八木田) 東桜山 つつじが丘 浅岸(稲久保 堰根 二ツ森) 東中野町 東山一丁目 東中野(柳下 五輪 立石 日蔭山 岩本 金勢 金勢前 沢田) 東安庭(中ヶ森 松長根 壇ヶ森 蝶ヶ森) 門(真立 唐須摩 角下 川原道) 川目第7地割から川目第13地割まで 川目第15地割 川目第16地割 上堂四丁目 上厨川(柳原 小荒川 川原 杉原) 土淵(万徳 四ツ屋) 下厨川(鍋屋敷 四十四田 赤平 穴口) 仙北一丁目 西仙北一丁目 本宮(蛇屋敷 平藤) 下太田下川原 下太田新田 中太田北太田 中太田新田 上太田穴口 上太田中瀬 上太田赤前口 上太田沼館 上太田上川原 上太田川原 上太田下川原 上太田蔵戸 上鹿妻二ツ沢 上鹿妻蟹沢 上鹿妻山崎 上鹿妻稻荷前 猪去釈迦堂 猪去上猪去 猪去田面野木 猪去畑中 猪去橋場 繫(北ノ浦 北久保 下猿田 萩内沢 館市 塗沢 湯ノ館 清水端 猿田) 東見前2地割 東見前7地割 東見前8地割 三本柳14地割から三本柳16地割まで 三本柳19地割 三本柳25地割 上飯岡2地割 上飯岡6地割 上飯岡7地割 上飯岡9地割 羽場19地割 湯沢1地割 湯沢2地割 湯沢4地割 乙部2地割 乙部3地割 乙部7地割から乙部11地割まで 乙部15地割から乙部19

改正後(公布の日及び平成23年2月21日の一部改正施行後)	改正前
<p>地割まで 乙部21地割から乙部24地割まで 大ケ生18地割 大ケ生19地割 大ケ生21地割 大ケ生22地割 大ケ生24地割 黒川4地割 黒川8地割 黒川9地割 黒川11地割から黒川14地割まで 黒川16地割から黒川19地割まで 黒川21地割 黒川23地割 手代森4地割から手代森12地割まで 手代森14地割から手代森17地割まで 手代森19地割から手代森21地割まで 手代森28地割 手代森29地割</p>	<p>地割まで 乙部21地割から乙部24地割まで 大ケ生18地割 大ケ生19地割 大ケ生21地割 大ケ生22地割 大ケ生24地割 黒川4地割 黒川8地割 黒川9地割 黒川11地割から黒川14地割まで 黒川16地割から黒川19地割まで 黒川21地割 黒川23地割 手代森4地割から手代森12地割まで 手代森14地割から手代森17地割まで 手代森19地割から手代森21地割まで 手代森28地割 手代森29地割</p>
<p>備考 この表中「上田(庚申窪 黒石野平)」等とあるのは、「上田字庚申窪 上田字黒石野平」等であることを表す。</p>	<p>備考 この表中「上田(庚申窪 黒石野平)」等とあるのは、「上田字庚申窪 上田字黒石野平」等であることを表す。</p>

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例 新旧対照表

第3段階施行日（平成23年4月1日施行分）

改正後(平成23年4月1日の一部改正施行後)	改正前(公布の日及び平成23年2月21日の一部改正施行後)																																				
<p>○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号 改正 <u>平成22年12月●日条例第●号</u></p> <p>盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</p> <p><略></p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の名称，給水区域，給水人口及び1日最大給水量は，次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="132 938 1068 1078"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市水道事業</td> <td>別表の区域</td> <td>28万 3,864人</td> <td>10万 6,412立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 下水道事業の名称，予定処理区域，計画処理人口及び計画1日最大汚水量は，次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="132 1257 1068 1442"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市下水道事業</td> <td>盛岡市の区域のうち 8,277ヘクタール</td> <td>29万 500人</td> <td>16万 4,150立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万 3,864人	10万 6,412立方メートル	名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 8,277ヘクタール	29万 500人	16万 4,150立方メートル	<p>○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号 改正</p> <p>盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</p> <p><略></p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の名称，給水区域，給水人口及び1日最大給水量は，次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1123 938 2059 1171"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市水道事業</td> <td>別表第1の区域</td> <td>38万 5,640人</td> <td>19万 8,280立方メートル</td> </tr> <tr> <td>盛岡市玉山区水道事業</td> <td>別表第2の区域</td> <td>1万 1,400人</td> <td>6,250立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 下水道事業の名称，予定処理区域，計画処理人口及び計画1日最大汚水量は，次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1123 1257 2059 1442"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市下水道事業</td> <td>盛岡市の区域のうち 8,277ヘクタール</td> <td>29万 500人</td> <td>16万 4,150立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表第1の区域	38万 5,640人	19万 8,280立方メートル	盛岡市玉山区水道事業	別表第2の区域	1万 1,400人	6,250立方メートル	名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 8,277ヘクタール	29万 500人	16万 4,150立方メートル
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量																																		
盛岡市水道事業	別表の区域	28万 3,864人	10万 6,412立方メートル																																		
名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量																																		
盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 8,277ヘクタール	29万 500人	16万 4,150立方メートル																																		
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量																																		
盛岡市水道事業	別表第1の区域	38万 5,640人	19万 8,280立方メートル																																		
盛岡市玉山区水道事業	別表第2の区域	1万 1,400人	6,250立方メートル																																		
名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量																																		
盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 8,277ヘクタール	29万 500人	16万 4,150立方メートル																																		

改正後(平成23年4月1日の一部改正施行後)

改正前(公布の日及び平成23年2月21日の一部改正施行後)

(中略)

附 則 (平成22年条例第●号)

附 則 (平成22年条例第●号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1町又は字の区域の全部が給水区域である区域の項の改正規定(「本宮四丁目」を「本宮四丁目 本宮五丁目 本宮六丁目」に、「宮沢 小屋敷 谷地 松幅」を「松幅」に改める部分に限る。)は同年2月21日から、同表町又は字の区域の一部が給水区域である区域の項の改正規定(「猪去釈迦堂」を「猪去釈迦堂 猪去上平」に改める部分に限る。)は公布の日から施行する。

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1町又は字の区域の全部が給水区域である区域の項の改正規定(「本宮四丁目」を「本宮四丁目 本宮五丁目 本宮六丁目」に、「宮沢 小屋敷 谷地 松幅」を「松幅」に改める部分に限る。)は同年2月21日から、同表町又は字の区域の一部が給水区域である区域の項の改正規定(「猪去釈迦堂」を「猪去釈迦堂 猪去上平」に改める部分に限る。)は公布の日から施行する。

別表 (第3条第2項関係)

別表第1 (第3条第2項関係)

区分	給水区域
町又は字の区域の全部が給水区域である区域	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑が丘一丁目 緑が丘二丁目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田堤一丁目 上田堤二丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野三丁目 東黒石野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁目 東松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目 西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目 北松園三丁目 北松園四丁目 小鳥沢一丁目 上田(庚申窪 黒石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森) 山岸二丁目 山岸三丁目

区分	給水区域
町又は字の区域の全部が給水区域である区域	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑が丘一丁目 緑が丘二丁目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田堤一丁目 上田堤二丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野三丁目 東黒石野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁目 東松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目 西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目 北松園三丁目 北松園四丁目 小鳥沢一丁目 上田(庚申窪 黒石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森) 山岸二丁目 山岸三丁目

改正後(平成23年4月1日の一部改正施行後)

目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内一丁目 下米内二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 中ノ橋通一丁目 中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志家町 若園町 住吉町 上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目 加賀野四丁目 山王町 新庄町 東新庄二丁目 浅岸一丁目 浅岸二丁目 浅岸三丁目 浅岸(向田 柿木平 橋場) 肴町 下ノ橋町 馬場町 清水町 南大通一丁目 南大通二丁目 南大通三丁目 八幡町 松尾町 大慈寺町 鉦屋町 神子田町 高崩 茶畑一丁目 茶畑二丁目 中野一丁目 中野二丁目 東山二丁目 川目町 東中野(見石 片岡) 東安庭一丁目 東安庭二丁目 東安庭三丁目 東安庭(舘 小森 前田 厚朴田 中道) 門一丁目 門二丁目 門(堀郷 赤沼) 川目第14地割 盛岡駅前通 盛岡駅前北通 盛岡駅西通一丁目 盛岡駅西通二丁目 夕顔瀬町 北夕顔瀬町 前九年一丁目 前九年二丁目 前九年三丁目 安倍舘町 上堂一丁目 上堂二丁目 上堂三丁目 中川町 新田町 城西町 境田町 中屋敷町 前潟一丁目 前潟二丁目 前潟三丁目 前潟四丁目 上厨川(上ノ代 大屋敷 竹中 横沼 横長根 野子 下川原 下村 幅 前潟 新田) 長橋町 平賀新田(古屋敷 矢無 金目 高柳 水道 中居 大谷地 外田 平賀) 土淵(荒屋敷 谷地道 橋場 碓田 幅) 青山一丁目 青山二丁目 青山三丁目 青山四丁目 南青山町 大新町 天昌寺町 北天昌寺町 大舘町 稻荷町 中堤町 西青山一丁目 西青山二丁目 西青山三丁目 月が丘一丁目 月が丘二丁目 月が丘三丁目 みたけ一丁目 みたけ二丁目 みたけ三丁目 みたけ四丁目 みたけ五丁目 みたけ六丁目 厨川一丁目 厨川二丁目 厨川三丁目 厨川四丁目 厨川五丁目 仙北二丁目 仙北三丁目 東仙北一丁目 東仙北二丁目 南仙北一丁目 南仙北二丁目 南仙北三丁目 西仙北二丁目 本宮一丁目 本宮二丁目

改正前(公布の日及び平成23年2月21日の一部改正施行後)

目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内一丁目 下米内二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 中ノ橋通一丁目 中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志家町 若園町 住吉町 上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目 加賀野四丁目 山王町 新庄町 東新庄二丁目 浅岸一丁目 浅岸二丁目 浅岸三丁目 浅岸(向田 柿木平 橋場) 肴町 下ノ橋町 馬場町 清水町 南大通一丁目 南大通二丁目 南大通三丁目 八幡町 松尾町 大慈寺町 鉦屋町 神子田町 高崩 茶畑一丁目 茶畑二丁目 中野一丁目 中野二丁目 東山二丁目 川目町 東中野(見石 片岡) 東安庭一丁目 東安庭二丁目 東安庭三丁目 東安庭(舘 小森 前田 厚朴田 中道) 門一丁目 門二丁目 門(堀郷 赤沼) 川目第14地割 盛岡駅前通 盛岡駅前北通 盛岡駅西通一丁目 盛岡駅西通二丁目 夕顔瀬町 北夕顔瀬町 前九年一丁目 前九年二丁目 前九年三丁目 安倍舘町 上堂一丁目 上堂二丁目 上堂三丁目 中川町 新田町 城西町 境田町 中屋敷町 前潟一丁目 前潟二丁目 前潟三丁目 前潟四丁目 上厨川(上ノ代 大屋敷 竹中 横沼 横長根 野子 下川原 下村 幅 前潟 新田) 長橋町 平賀新田(古屋敷 矢無 金目 高柳 水道 中居 大谷地 外田 平賀) 土淵(荒屋敷 谷地道 橋場 碓田 幅) 青山一丁目 青山二丁目 青山三丁目 青山四丁目 南青山町 大新町 天昌寺町 北天昌寺町 大舘町 稻荷町 中堤町 西青山一丁目 西青山二丁目 西青山三丁目 月が丘一丁目 月が丘二丁目 月が丘三丁目 みたけ一丁目 みたけ二丁目 みたけ三丁目 みたけ四丁目 みたけ五丁目 みたけ六丁目 厨川一丁目 厨川二丁目 厨川三丁目 厨川四丁目 厨川五丁目 仙北二丁目 仙北三丁目 東仙北一丁目 東仙北二丁目 南仙北一丁目 南仙北二丁目 南仙北三丁目 西仙北二丁目 本宮一丁目 本宮二丁目

改正後(平成23年4月1日の一部改正施行後)

本宮三丁目 本宮四丁目 本宮五丁目 本宮六丁目 本宮(石仏
上越場 水門 大柳 小林 林崎 大宮 久保筋 小幡 鬼柳
野古 稻荷 熊堂 泉屋敷_松幅 小板小瀬 荒屋 林古)
向中野一丁目 向中野二丁目 向中野(千刈田 八日市場 向中
野 台太郎 中島 五合田 石川町 才川 野原 細谷地 道明
東道明 幅 鶴子 畑返 新田) 下鹿妻(長持 辻屋敷 西
田 前田 南田 下通 北) 下太田新堰端 下太田方八丁 下
太田宮田 下太田林崎 下太田谷地 下太田杉田 下太田田端
下太田田中 下太田沢田 下太田榊 中太田方八丁 中太田法丁
中太田吉原 中太田小沼 中太田深持 中太田宮台 中太田屋
敷田 中太田泉田 中太田八掛 上太田碓 上太田田中留 上太
田三枚橋 上太田大堀 上太田樋ノ口 上太田若宮 上太田中屋
敷 上太田細工 上太田上吉本 上太田小田屋敷 上太田狄森
上太田小細工 上太田十文字 上太田上狄森 上太田森合 上太
田岡沼 上太田四ツ家 上太田中関 上太田吉本 上太田窪屋敷
上太田上ノ畑 上太田上村 上太田関橋 上太田畑中 上太田
弘法清水 上太田下法丁 上太田上ノ野 上太田金財 上太田瘦
野 上太田清水田 上太田田屋 上太田下川戸 上太田上田中
上太田田中 上太田館 上太田松ノ木 上太田上野屋敷 上太田
八千刈 上太田北田 上太田八ツ口 上太田川後 上太田半在家
上太田細田 上太田神子塚 上太田下中屋敷 上太田蔵戸前
上鹿妻朴 上鹿妻朴前 上鹿妻寺地 上鹿妻夜鷹 上鹿妻竹花前
上鹿妻茂吉 上鹿妻田貝 上鹿妻五兵エ新田 上鹿妻與市新田
上鹿妻中島 上鹿妻竹鼻 上鹿妻天沼 上鹿妻清水田 上鹿妻
野中 上鹿妻切付 上鹿妻小和田 上鹿妻稻荷場 猪去早俄上
猪去三枚橋 猪去堰合 猪去藤松 猪去的場 猪去大道 猪去大
橋 猪去一本木 猪去外久保 猪去米倉 湯沢東一丁目 湯沢東
二丁目 湯沢東三丁目 湯沢西一丁目 湯沢西二丁目 湯沢西三

改正前(公布の日及び平成23年2月21日の一部改正施行後)

本宮三丁目 本宮四丁目 本宮五丁目 本宮六丁目 本宮(石仏
上越場 水門 大柳 小林 林崎 大宮 久保筋 小幡 鬼柳
野古 稻荷 熊堂 泉屋敷_松幅 小板小瀬 荒屋 林古)
向中野一丁目 向中野二丁目 向中野(千刈田 八日市場 向中
野 台太郎 中島 五合田 石川町 才川 野原 細谷地 道明
東道明 幅 鶴子 畑返 新田) 下鹿妻(長持 辻屋敷 西
田 前田 南田 下通 北) 下太田新堰端 下太田方八丁 下
太田宮田 下太田林崎 下太田谷地 下太田杉田 下太田田端
下太田田中 下太田沢田 下太田榊 中太田方八丁 中太田法丁
中太田吉原 中太田小沼 中太田深持 中太田宮台 中太田屋
敷田 中太田泉田 中太田八掛 上太田碓 上太田田中留 上太
田三枚橋 上太田大堀 上太田樋ノ口 上太田若宮 上太田中屋
敷 上太田細工 上太田上吉本 上太田小田屋敷 上太田狄森
上太田小細工 上太田十文字 上太田上狄森 上太田森合 上太
田岡沼 上太田四ツ家 上太田中関 上太田吉本 上太田窪屋敷
上太田上ノ畑 上太田上村 上太田関橋 上太田畑中 上太田
弘法清水 上太田下法丁 上太田上ノ野 上太田金財 上太田瘦
野 上太田清水田 上太田田屋 上太田下川戸 上太田上田中
上太田田中 上太田館 上太田松ノ木 上太田上野屋敷 上太田
八千刈 上太田北田 上太田八ツ口 上太田川後 上太田半在家
上太田細田 上太田神子塚 上太田下中屋敷 上太田蔵戸前
上鹿妻朴 上鹿妻朴前 上鹿妻寺地 上鹿妻夜鷹 上鹿妻竹花前
上鹿妻茂吉 上鹿妻田貝 上鹿妻五兵エ新田 上鹿妻與市新田
上鹿妻中島 上鹿妻竹鼻 上鹿妻天沼 上鹿妻清水田 上鹿妻
野中 上鹿妻切付 上鹿妻小和田 上鹿妻稻荷場 猪去早俄上
猪去三枚橋 猪去堰合 猪去藤松 猪去的場 猪去大道 猪去大
橋 猪去一本木 猪去外久保 猪去米倉 湯沢東一丁目 湯沢東
二丁目 湯沢東三丁目 湯沢西一丁目 湯沢西二丁目 湯沢西三

改正後(平成23年4月1日の一部改正施行後)	改正前(公布の日及び平成23年2月21日の一部改正施行後)
<p>丁目 湯沢南一丁目 湯沢南二丁目 流通センター北一丁目 津志田町一丁目 津志田町二丁目 津志田町三丁目 津志田西一丁目 津志田西二丁目 津志田中央一丁目 津志田中央二丁目 津志田中央三丁目 津志田南一丁目 津志田南二丁目 津志田南三丁目 東見前1地割 東見前3地割から東見前6地割まで 東見前9地割 西見前1地割から西見前22地割まで 三本柳1地割から三本柳13地割まで 三本柳17地割 三本柳18地割 三本柳20地割から三本柳24地割まで 津志田1地割から津志田6地割まで 津志田9地割 津志田11地割から津志田16地割まで 津志田20地割から津志田22地割まで 津志田24地割から津志田27地割まで 永井1地割から永井31地割まで 下飯岡1地割から下飯岡21地割まで 上飯岡3地割から上飯岡5地割まで 上飯岡10地割から上飯岡23地割まで 飯岡新田1地割から飯岡新田10地割まで 羽場1地割から羽場18地割まで 羽場20地割 湯沢3地割 湯沢5地割から湯沢19地割まで 乙部4地割から乙部6地割まで 乙部12地割から乙部14地割まで 乙部20地割 乙部25地割から乙部32地割まで 大ケ生20地割 黒川5地割から黒川7地割まで 黒川10地割 黒川20地割 黒川22地割 手代森13地割 手代森22地割から手代森27地割まで <u>手代森30地割</u> 玉山区松内(館 和台 新田 築場 石花 在家 古川) 玉山区好摩(築袋 中塚 上山 夏間木 芋田向) 玉山区永井(荒屋 田端 中島) 玉山区寺林(梨木平 下平) 玉山区巻堀(巻堀 新田) 玉山区馬場(川原 馬場) 玉山区芋田(上芋田 下芋田 上武道 下武道) 玉山区渋民(岩鼻 大前田 渋民 小前田 駅 泉田 鶴塚) 玉山区下田(上下田 下田 大百刈 牛転 仲平 石羽根 頭無 生出袋 牡丹野 船綱 陣場 生出向 柴沢) 玉山区川崎(向川崎 上川崎 川崎 外平)</p>	<p>丁目 湯沢南一丁目 湯沢南二丁目 流通センター北一丁目 津志田町一丁目 津志田町二丁目 津志田町三丁目 津志田西一丁目 津志田西二丁目 津志田中央一丁目 津志田中央二丁目 津志田中央三丁目 津志田南一丁目 津志田南二丁目 津志田南三丁目 東見前1地割 東見前3地割から東見前6地割まで 東見前9地割 西見前1地割から西見前22地割まで 三本柳1地割から三本柳13地割まで 三本柳17地割 三本柳18地割 三本柳20地割から三本柳24地割まで 津志田1地割から津志田6地割まで 津志田9地割 津志田11地割から津志田16地割まで 津志田20地割から津志田22地割まで 津志田24地割から津志田27地割まで 永井1地割から永井31地割まで 下飯岡1地割から下飯岡21地割まで 上飯岡3地割から上飯岡5地割まで 上飯岡10地割から上飯岡23地割まで 飯岡新田1地割から飯岡新田10地割まで 羽場1地割から羽場18地割まで 羽場20地割 湯沢3地割 湯沢5地割から湯沢19地割まで 乙部4地割から乙部6地割まで 乙部12地割から乙部14地割まで 乙部20地割 乙部25地割から乙部32地割まで 大ケ生20地割 黒川5地割から黒川7地割まで 黒川10地割 黒川20地割 黒川22地割 手代森13地割 手代森22地割から手代森27地割まで <u>手代森30地割</u></p>
町又 愛宕下 三ツ割(鉢ノ皮 更ノ沢 櫃石 清水頭 洞清水 上岩	町又 愛宕下 三ツ割(鉢ノ皮 更ノ沢 櫃石 清水頭 洞清水 上岩

改正後(平成23年4月1日の一部改正施行後)

改正前(公布の日及び平成23年2月21日の一部改正施行後)

は字
の区
域の
一部
が給
水区
域で
ある
区域

清水 下岩清水 久保屋敷 金比羅前 寺山) 三ツ割二丁目
北山二丁目 高松一丁目 高松三丁目 東緑が丘 岩脇町 小鳥
沢二丁目 上田 (小鳥沢 松屋敷 東黒石野 黒岩 宇登坂長根
狐崎稲荷 堤頭 稲荷窪 狐森) 山岸一丁目 山岸六丁目
山岸 (外山岸 大平 名乗 庚申下 合間) 上米内 (畑井野
中居 米内沢 明通 砂子沢 岩沢 庄ヶ畑 赤坂 道ノ下 松
木平 野頭 大誘 名乗沢 名乗) 下米内 (一本松 馬場野
寺並) 加賀野 (桜山 才ノ神) 小杉山 東新庄一丁目 新庄
(中鼻 瀬戸 岩山 下八木田 上八木田) 東桜山 つつじが
丘 浅岸 (稲久保 堰根 二ツ森) 東中野町 東山一丁目 東
中野 (柳下 五輪 立石 日蔭山 岩本 金勢 金勢前 沢田)
東安庭 (中ヶ森 松長根 壇ヶ森 蝶ヶ森) 門 (真立 唐
須摩 角下 川原道) 川目第7地割から川目第13地割まで 川
目第15地割 川目第16地割 上堂四丁目 上厨川 (柳原 小荒川
川原 杉原) 土淵 (万徳 四ツ屋) 下厨川 (鍋屋敷 四十
四田 赤平 穴口) 仙北一丁目 西仙北一丁目 本宮 (蛇屋敷
平藤) 下太田下川原 下太田新田 中太田北太田 中太田新
田 上太田穴口 上太田中瀬 上太田赤前口 上太田沼館 上太
田上川原 上太田川原 上太田下川原 上太田蔵戸 上鹿妻二ツ
沢 上鹿妻蟹沢 上鹿妻山崎 上鹿妻稲荷前 猪去釈迦堂 猪去
上平 猪去上猪去 猪去田野木 猪去畑中 猪去橋場 繫 (北
ノ浦 北久保 下猿田 葎内沢 館市 塗沢 湯ノ館 清水端
猿田) 東見前2地割 東見前7地割 東見前8地割 三本柳14
地割から三本柳16地割まで 三本柳19地割 三本柳25地割 上飯
岡2地割 上飯岡6地割 上飯岡7地割 上飯岡9地割 羽場19
地割 湯沢1地割 湯沢2地割 湯沢4地割 乙部2地割 乙部
3地割 乙部7地割から乙部11地割まで 乙部15地割から乙部19
地割まで 乙部21地割から乙部24地割まで 大ヶ生18地割 大ヶ

は字
の区
域の
一部
が給
水区
域で
ある
区域

清水 下岩清水 久保屋敷 金比羅前 寺山) 三ツ割二丁目
北山二丁目 高松一丁目 高松三丁目 東緑が丘 岩脇町 小鳥
沢二丁目 上田 (小鳥沢 松屋敷 東黒石野 黒岩 宇登坂長根
狐崎稲荷 堤頭 稲荷窪 狐森) 山岸一丁目 山岸六丁目
山岸 (外山岸 大平 名乗 庚申下 合間) 上米内 (畑井野
中居 米内沢 明通 砂子沢 岩沢 庄ヶ畑 赤坂 道ノ下 松
木平 野頭 大誘 名乗沢 名乗) 下米内 (一本松 馬場野
寺並) 加賀野 (桜山 才ノ神) 小杉山 東新庄一丁目 新庄
(中鼻 瀬戸 岩山 下八木田 上八木田) 東桜山 つつじが
丘 浅岸 (稲久保 堰根 二ツ森) 東中野町 東山一丁目 東
中野 (柳下 五輪 立石 日蔭山 岩本 金勢 金勢前 沢田)
東安庭 (中ヶ森 松長根 壇ヶ森 蝶ヶ森) 門 (真立 唐
須摩 角下 川原道) 川目第7地割から川目第13地割まで 川
目第15地割 川目第16地割 上堂四丁目 上厨川 (柳原 小荒川
川原 杉原) 土淵 (万徳 四ツ屋) 下厨川 (鍋屋敷 四十
四田 赤平 穴口) 仙北一丁目 西仙北一丁目 本宮 (蛇屋敷
平藤) 下太田下川原 下太田新田 中太田北太田 中太田新
田 上太田穴口 上太田中瀬 上太田赤前口 上太田沼館 上太
田上川原 上太田川原 上太田下川原 上太田蔵戸 上鹿妻二ツ
沢 上鹿妻蟹沢 上鹿妻山崎 上鹿妻稲荷前 猪去釈迦堂 猪去
上平 猪去上猪去 猪去田野木 猪去畑中 猪去橋場 繫 (北
ノ浦 北久保 下猿田 葎内沢 館市 塗沢 湯ノ館 清水端
猿田) 東見前2地割 東見前7地割 東見前8地割 三本柳14
地割から三本柳16地割まで 三本柳19地割 三本柳25地割 上飯
岡2地割 上飯岡6地割 上飯岡7地割 上飯岡9地割 羽場19
地割 湯沢1地割 湯沢2地割 湯沢4地割 乙部2地割 乙部
3地割 乙部7地割から乙部11地割まで 乙部15地割から乙部19
地割まで 乙部21地割から乙部24地割まで 大ヶ生18地割 大ヶ

改正後(平成23年4月1日の一部改正施行後)	
生19地割 大ケ生21地割 大ケ生22地割 大ケ生24地割 黒川4地割 黒川8地割 黒川9地割 黒川11地割から黒川14地割まで 黒川16地割から黒川19地割まで 黒川21地割 黒川23地割 手代森4地割から手代森12地割まで 手代森14地割から手代森17地割まで 手代森19地割から手代森21地割まで 手代森28地割 手代森29地割 玉山区松内字松内 玉山区好摩(和台 新田 小袋 好摩沢 野中) 玉山区永井(永井沢 百目木 鳥木沢) 玉山区寺林(才津沢 平森 下も山 境平) 玉山区巻堀(幅下 本宮 中道) 玉山区馬場(前田 中島 赤坂 芦名沢 滝の沢 馬場平 状小屋) 玉山区芋田(沢田 芋田 昼久保 武道) 玉山区渋民(狐沢 大森 長渡 鶴飼 愛宕) 玉山区門前寺(柏木平 越戸 独活倉 門前寺) 玉山区下田(古河川原 滝の下 生出) 玉山区玉山(宮前 宇峠 白沢 立障子 畑井沢) 玉山区日戸(一本杉 道合 栗木田 市の坪 人待 鷹高) 玉山区川又(赤坂 奴屋敷 苗代端) 玉山区上田(糠森 小野松) 八幡平市大更第2地割及び第5地割	

備考 この表中「上田(庚申窪 黒石野平)」等とあるのは、「上田字庚申窪 上田字黒石野平」等であることを表す。

改正前(公布の日及び平成23年2月21日の一部改正施行後)	
生19地割 大ケ生21地割 大ケ生22地割 大ケ生24地割 黒川4地割 黒川8地割 黒川9地割 黒川11地割から黒川14地割まで 黒川16地割から黒川19地割まで 黒川21地割 黒川23地割 手代森4地割から手代森12地割まで 手代森14地割から手代森17地割まで 手代森19地割から手代森21地割まで 手代森28地割 手代森29地割	

備考 この表中「上田(庚申窪 黒石野平)」等とあるのは、「上田字庚申窪 上田字黒石野平」等であることを表す。

別表第2 (第3条第2項関係)

区分	給水区域
字の	松内(館 和台 新田 築場 松内 石花 在家 古川) 好摩
区域	(和台 新田 小袋 築袋 中塚 上山 野中 夏間木 芋田向)
の全	永井(荒屋 百目木 鳥木沢 田端 中島) 寺林(才津沢 下
部が	も山 梨木平 下平) 巻堀(本宮 巻堀 新田 中道) 馬場
給水	(川原 馬場) 芋田(上芋田 下芋田 上武道 下武道) 渋
区域	民(狐沢 岩鼻 大前田 鶴飼 渋民 愛宕 小前田 駅 泉田
であ	鶴塚) 門前寺(独活倉 門前寺) 下田(古河川原 滝の下
る区	上下田 下田 大百川 牛転 生出 仲平 石羽根 頭無 生

改正後(平成23年4月1日の一部改正施行後)

改正前(公布の日及び平成23年2月21日の一部改正施行後)

域	出袋 牡丹野 船綱 陣場 生出向 柴沢) 川崎(向川崎 上川崎 川崎 外平) 玉山(宮前 高久保 宇峠 白沢 立障子) 日戸(一本杉 道合 栗木田 市の坪 人待 鷹高) 川又字苗代端 上田字糠森
字の区域の一が	好摩字好摩沢 永井字永井沢 寺林(平森 境平) 巻堀字幅下馬場(馬場平 状小屋) 芋田(沢田 芋田 昼久保 武道) 洪民(大森 長渡) 門前寺(柏木平 越戸) 玉山字畑井沢 川又(赤坂 奴屋敷) 上田字小野松 八幡平市大更第2地割
給水区域である区域	及び第5地割
域	

備考 この表中「松内(館 和台)等とあるのは、「松内字館 松内字和台」等であることを表す。

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例 新旧対照表

第1条 盛岡市水道事業給水条例の一部改正関係

改正後 (第1条 盛岡市水道事業給水条例の一部改正)	改正前
<p>○盛岡市水道事業給水条例 昭和35年3月30日条例第14号 改正 <u>平成22年12月●日条例第●号</u></p> <p>盛岡市水道事業給水条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条～第4条)</p> <p>第2章 給水装置の工事及び費用 (第4条の2～第15条の2)</p> <p>第3章 給水 (第16条～第26条)</p> <p>第4章 料金及び手数料 (第27条～第35条)</p> <p>第5章 管理 (第36条～第39条)</p> <p><u>第6章 貯水槽水道 (第40条・第41条)</u></p> <p><u>第7章 雑則 (第42条)</u></p> <p><u>第8章 罰則 (第43条・第44条)</u></p> <p>附則</p> <p><略></p>	<p>○盛岡市水道事業給水条例 昭和35年3月30日条例第14号 改正</p> <p>盛岡市水道事業給水条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条～第4条)</p> <p>第2章 給水装置の工事及び費用 (第4条の2～第15条の2)</p> <p>第3章 給水 (第16条～第26条)</p> <p>第4章 料金及び手数料 (第27条～第35条)</p> <p>第5章 管理 (第36条～第39条)</p> <p><u>第6章 工事負担金 (第40条)</u></p> <p><u>第7章 貯水槽水道 (第41条・第42条)</u></p> <p><u>第8章 雑則 (第43条)</u></p> <p><u>第9章 罰則 (第44条・第45条)</u></p> <p>附則</p> <p><略></p> <p><u>第6章 工事負担金</u> (工事負担金)</p> <p><u>第40条 管理者は、住宅団地の造成、大規模の建築物の建築その他により市の水道施設の建設又は増強が必要となる場合には、当該建設又は増強に要する費用の全部又は一部を工事負担金として、その原因者から徴収することができる。</u></p> <p>2 前項の工事負担金の算定方法及び徴収方法は、管理者が定める。</p>

改正後（第1条 盛岡市水道事業給水条例の一部改正）	改正前
<p><u>第6章</u> 貯水槽水道 （指導，助言又は勧告等）</p> <p><u>第40条</u> 管理者は，貯水槽水道（水道法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは，貯水槽水道の設置者に対し，指導，助言又は勧告をすることができる。</p> <p>2 管理者は，貯水槽水道の利用者に対し，貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。 （貯水槽水道の設置者の責務）</p> <p><u>第41条</u> 貯水槽水道のうち簡易専用水道（水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は，水道法第34条の2の規定の定めるところにより，その水道を管理し，及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。</p> <p>2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は，管理者の定めるところにより，当該貯水槽水道を管理し，及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。</p> <p><u>第7章</u> 雑則 （委任）</p> <p><u>第42条</u> この条例の施行に関し必要な事項は，管理者が定める。</p> <p><u>第8章</u> 罰則</p> <p><u>第43条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は，5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条第1項の規定による承認を受けないで，給水装置工事を行った者</p> <p>(2) 正当な理由がなくて，第20条の2第1項の規定によるメーターの設置，第29条の2第1項の規定による給水量の計量，第36条の規定による検査又は第38条の規定による給水の停止を拒み，又は妨げた者</p> <p>(3) 第23条第3項の規定による封かんをみだりに破棄した者</p> <p>(4) 第24条第1項の規定による給水装置の管理を著しく怠つた者</p>	<p><u>第7章</u> 貯水槽水道 （指導，助言又は勧告等）</p> <p><u>第41条</u> 管理者は，貯水槽水道（水道法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは，貯水槽水道の設置者に対し，指導，助言又は勧告をすることができる。</p> <p>2 管理者は，貯水槽水道の利用者に対し，貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。 （貯水槽水道の設置者の責務）</p> <p><u>第42条</u> 貯水槽水道のうち簡易専用水道（水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は，水道法第34条の2の規定の定めるところにより，その水道を管理し，及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。</p> <p>2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は，管理者の定めるところにより，当該貯水槽水道を管理し，及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。</p> <p><u>第8章</u> 雑則 （委任）</p> <p><u>第43条</u> この条例の施行に関し必要な事項は，管理者が定める。</p> <p><u>第9章</u> 罰則 （罰則）</p> <p><u>第44条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は，5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条第1項の規定による承認を受けないで，給水装置工事を行った者</p> <p>(2) 正当な理由がなくて，第20条の2第1項の規定によるメーターの設置，第29条の2第1項の規定による給水量の計量，第36条の規定による検査又は第38条の規定による給水の停止を拒み，又は妨げた者</p> <p>(3) 第23条第3項の規定による封かんをみだりに破棄した者</p> <p>(4) 第24条第1項の規定による給水装置の管理を著しく怠つた者</p>

改正後（第1条 盛岡市水道事業給水条例の一部改正）

(5) 第24条第3項に規定する交付されたかぎ以外の器具等を使用した者
第44条 詐欺その他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。

附 則
 （施行期日）

1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

（中略）

（玉山村の編入に伴う経過措置）

13 玉山村の編入の日前に旧玉山村水道事業給水条例（平成9年玉山村条例第12号。以下「旧玉山村条例」という。）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

14 盛岡市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第48号）第2条第2項に規定する盛岡市玉山区水道事業（以下「玉山区水道事業」という。）における給水装置の新設又は増径に係る加入金は、第15条の2第1項の規定にかかわらず、平成18年1月10日から平成23年3月31日までの間、附則別表第1に規定する額に100分の105を乗じて得た額とする。

15 玉山村の編入の日前に申込みがなされた同村の給水区域における給水装置の新設又は増径については、旧玉山村条例の例により分岐負担金を徴収する。

16 旧玉山村条例第6条第2項の規定に基づき徴収した分岐負担金は、第15条の2第1項の規定に基づき徴収する加入金とみなす。

17 玉山区水道事業における水道の使用に係る料金は、第28条第1項の規定にかかわらず、平成18年1月10日から平成23年3月31日までの間、附

改正前

(5) 第24条第3項に規定する交付されたかぎ以外の器具等を使用した者
第45条 詐欺その他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。

附 則
 （施行期日）

1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

（玉山村の編入に伴う経過措置）

13 玉山村の編入の日前に旧玉山村水道事業給水条例（平成9年玉山村条例第12号。以下「旧玉山村条例」という。）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

14 盛岡市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第48号）第2条第2項に規定する盛岡市玉山区水道事業（以下「玉山区水道事業」という。）における給水装置の新設又は増径に係る加入金は、第15条の2第1項の規定にかかわらず、当分の間、附則別表第1に規定する額に100分の105を乗じて得た額とする。

15 玉山村の編入の日前に申込みがなされた同村の給水区域における給水装置の新設又は増径については、旧玉山村条例の例により分岐負担金を徴収する。

16 旧玉山村条例第6条第2項の規定に基づき徴収した分岐負担金は、第15条の2第1項の規定に基づき徴収する加入金とみなす。

17 玉山区水道事業における水道の使用に係る料金は、第28条第1項の規定にかかわらず、当分の間、附

改正後（第1条 盛岡市水道事業給水条例の一部改正）	改正前
<p>則別表第2に規定する基本料金、超過料金及び水道メーターの使用料の合算額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>	<p>則別表第2に規定する基本料金、超過料金及び水道メーターの使用料の合算額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>
<p>18 玉山村の編入の日前に申込みがなされた同村の給水区域における給水装置工事に係る手数料については、旧玉山村条例の例による。</p>	<p>18 玉山村の編入の日前に申込みがなされた同村の給水区域における給水装置工事に係る手数料については、旧玉山村条例の例による。</p>
<p>19 玉山村の編入の日前にした旧玉山村条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧玉山村条例の例による。</p>	<p>19 玉山村の編入の日前にした旧玉山村条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧玉山村条例の例による。</p>
<p><u>（玉山区水道事業等の給水区域の編入に伴う経過措置）</u></p>	
<p>20 <u>盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年条例第●号）による改正前の盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（以下「改正前の水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」という。）第3条第2項に規定する盛岡市玉山区水道事業（以下「旧玉山区水道事業」という。）及び盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例（平成22年条例第●号）第2条の規定による廃止前の盛岡市簡易水道条例（平成17年条例第123号。以下「旧盛岡市簡易水道条例」という。）第2条第2項に規定する盛岡市前田簡易水道（以下「旧前田簡易水道」という。）の給水区域における給水装置の新設又は増径に係る加入金については、平成25年4月1日以後に申込みを受ける給水装置の新設又は増径に係る加入金から第15条の2第1項の規定を適用し、同日前までに申込みを受けた給水装置の新設又は増径に係る加入金については、改正前の水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例又は旧盛岡市簡易水道条例の例による。</u></p>	
<p>21 <u>旧玉山区水道事業及び旧前田簡易水道の給水区域における平成23年5月1日から平成25年4月30日までの間に計量し、又は認定する給水量に係る水道料金で平成23年5月から平成25年4月までの月分として徴収するものについては、第28条第1項第2号の表一般用の項中「210円」とあるのは「160円」と、「272円」とあるのは「160円」と、「252円」とあるのは「160円」とし、平成23年5月31日までの間に計量し、又は認定する給水量に係る</u></p>	

改正後（第1条 盛岡市水道事業給水条例の一部改正）

改正前

水道料金で同年4月分として徴収するものについては、なお従前の例による。

22. 旧玉山区水道事業及び旧前田簡易水道の給水区域における平成25年5月1日から平成27年4月30日までの間に計量し、又は認定する給水量に係る水道料金で平成25年5月から平成27年4月までの月分として徴収するものについては、第28条第1項第2号の表一般用の項中「272円」とあるのは「210円」と、「252円」とあるのは「210円」とし、平成25年5月1日から同月31日までの間に計量し、又は認定する給水量に係る水道料金で同年4月分として徴収するものについては、同項中「210円」とあるのは「160円」と、「272円」とあるのは「160円」と、「252円」とあるのは「160円」とする。

23. 平成23年4月1日前にした旧盛岡市簡易水道条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧盛岡市簡易水道条例の例による。

（中略）

附 則（平成22年条例第●号）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 盛岡市特別会計設置条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

3. 盛岡市簡易水道事業費特別会計の平成22年度分の収入、支出及び決算に關しては、なお従前の例による。

4 盛岡市簡易水道事業費特別会計の平成22年度の出納閉鎖の際、同会計に屬する現金は、盛岡市一般会計に帰属するものとする。

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例 新旧対照表

附則第2項 盛岡市特別会計設置条例の一部改正関係

改正後(附則第2項 盛岡市特別会計設置条例の一部改正)	改正前
<p>○盛岡市特別会計設置条例 昭和39年3月30日条例第21号 改正 <u>平成22年12月●日条例第●号</u></p> <p>盛岡市特別会計設置条例 (趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、特別会計の設置について必要な事項を定めるものとする。 (設置)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事業等の円滑な運営と経理の適正を図るため、当該各号に定める特別会計を設置する。 (1) 公設浄化槽事業 盛岡市公設浄化槽事業費特別会計 (2) 農業集落排水事業 盛岡市農業集落排水事業費特別会計 (3) 中央卸売市場事業 盛岡市中央卸売市場費特別会計 (4) 土地先行取得事業 盛岡市土地取得事業費特別会計 (5) 東中野財産区 盛岡市東中野財産区特別会計 (6) 東中野, 東安庭, 門財産区 盛岡市東中野, 東安庭, 門財産区特別会計 (歳入及び歳出)</p> <p>第3条 前条に規定する特別会計においては、それぞれ当該事業等より生ずる収入、一般会計繰入金、借入金及び附属諸収入をもつてその歳入とし、当該事業等に要する経費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸支出をもつてその歳出とする。</p>	<p>○盛岡市特別会計設置条例 昭和39年3月30日条例第21号 改正</p> <p>盛岡市特別会計設置条例 (趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、特別会計の設置について必要な事項を定めるものとする。 (設置)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事業等の円滑な運営と経理の適正を図るため、当該各号に定める特別会計を設置する。 (1) 公設浄化槽事業 盛岡市公設浄化槽事業費特別会計 (2) 農業集落排水事業 盛岡市農業集落排水事業費特別会計 (3) 中央卸売市場事業 盛岡市中央卸売市場費特別会計 (4) <u>簡易水道事業 盛岡市簡易水道事業費特別会計</u> (5) 土地先行取得事業 盛岡市土地取得事業費特別会計 (6) 東中野財産区 盛岡市東中野財産区特別会計 (7) 東中野, 東安庭, 門財産区 盛岡市東中野, 東安庭, 門財産区特別会計 (歳入及び歳出)</p> <p>第3条 前条に規定する特別会計においては、それぞれ当該事業等より生ずる収入、一般会計繰入金、借入金及び附属諸収入をもつてその歳入とし、当該事業等に要する経費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸支出をもつてその歳出とする。</p>

改正後 (附則第2項 盛岡市特別会計設置条例の一部改正)	改正前
<p data-bbox="172 177 252 204"><略></p> <p data-bbox="194 264 592 296"><u>附 則 (平成22年条例第●号)</u></p> <p data-bbox="112 312 769 344">1 <u>この条例は、平成23年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="112 357 1097 432">2 <u>盛岡市特別会計設置条例 (昭和39年条例第21号) の一部を次のように改正する。</u></p> <p data-bbox="134 445 1086 520"><u>第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。</u></p> <p data-bbox="112 533 1097 608">3 <u>盛岡市簡易水道事業費特別会計の平成22年度分の収入、支出及び決算に</u> <u>関しては、なお従前の例による。</u></p> <p data-bbox="112 620 1097 695">4 <u>盛岡市簡易水道事業費特別会計の平成22年度の出納閉鎖の際、同会計に</u> <u>属する現金は、盛岡市一般会計に帰属するものとする。</u></p>	<p data-bbox="1136 177 1216 204"><略></p>

盛岡市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○<u>盛岡市上下水道事業経営審議会条例</u> 昭和50年3月25日条例第5号 改正 平成4年3月24日条例第73号 平成7年5月17日条例第27号 平成14年3月29日条例第18号 平成15年6月30日条例第25号 平成22年3月26日条例第19号 <u>平成22年12月●日条例第●号</u></p> <p><u>盛岡市上下水道事業経営審議会条例</u> (設置) 第1条 水道事業及び下水道事業の経営に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の諮問機関として、<u>盛岡市上下水道事業経営審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。 (組織) 第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、水道使用者、<u>下水道使用者及び知識経験を有する者のうちから</u>市長が委嘱する。 2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 <略> <u>附 則（平成22年条例第●号）</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例の施行の際現に盛岡市水道事業経営審議会の委員である者は、</p>	<p>○<u>盛岡市水道事業経営審議会条例</u> 昭和50年3月25日条例第5号 改正 平成4年3月24日条例第73号 平成7年5月17日条例第27号 平成14年3月29日条例第18号 平成15年6月30日条例第25号 平成22年3月26日条例第19号</p> <p><u>盛岡市水道事業経営審議会条例</u> (設置) 第1条 水道事業、<u> </u>の経営に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の諮問機関として、<u>盛岡市水道事業経営審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。 (組織) 第2条 審議会は、委員13人以内をもって組織し、委員は、水道使用者、<u> </u>及び知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。 2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 <略></p>

改正後	改正前
<p><u>改正後の盛岡市上下水道事業経営審議会条例第2条第1項の規定により盛岡市上下水道事業経営審議会の委員に委嘱された者とみなし、その委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成24年1月31日までとする。</u></p> <p>3 <u>この条例の施行の日から平成24年1月31日までの間に委嘱される盛岡市上下水道事業経営審議会の委員の任期は、改正後の盛岡市上下水道事業経営審議会条例第2条第2項本文の規定にかかわらず、同日までとする。</u></p>	